

「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の法改正に基づく制度改正  
及び建設工事にかかる設計図書の交付方法の変更等に関する説明会」

日時：平成 27 年 2 月 9 日（月） 13:30～17:30

場所：島原市有明総合文化会館 大ホール

日時：平成 27 年 2 月 10 日（火） 13:30～17:30

場所：長崎市民会館 文化ホール

日時：平成 27 年 2 月 16 日（月） 13:30～17:30

場所：諫早文化会館 中ホール

日時：平成 27 年 2 月 17 日（火） 13:30～17:30

場所：新上五島町役場 本庁 3 階 F・G1 会議室

日時：平成 27 年 2 月 19 日（木） 13:30～17:30

場所：福江文化会館 3 階展示室

日時：平成 27 年 2 月 23 日（月） 13:30～17:30

場所：佐世保市民会館

日時：平成 27 年 2 月 24 日（火） 13:30～17:30

場所：杵岐振興局第 1 別館 3 階会議室

日時：平成 27 年 2 月 26 日（木） 13:30～17:30

場所：対馬振興局別館第 1・2 会議室

## 説 明 会 次 第

- 1 開 会
- 2 長崎県建設工事成績評定の改定について (40分)
- 3 建設工事にかかる設計図書の交付方法の変更について (20分)
- 4 長崎県建設工事共通仕様書の改定について (10分)
- 5 建設工事の入札時における工事費内訳書の提出について (20分)
- 6 建設業法法令遵守について (40分)  
(質疑応答)  
(休憩)
- 7 総合評価落札方式の改正について (40分)  
(質疑応答)
- 8 閉 会

# 長崎県建設工事成績評定の改定について

平成27年2月

長崎県土木部建設企画課

## 平成27年度の工事成績評定の改定について

### 1. 改訂点の主な概要

#### ●きめ細かな評価

- ・出来形、品質の評価を5段階から7段階に変更

#### ●考査項目等の改定 ※1

- ・「高度技術」を「工事特性」に改定等

#### ●評定点の決定 ※2、※3

- ・工事成績評定は、完成検査後に実施する。

なお、債務負担の既済部分等の検査の場合は、検査員の評点のみ完成検査時の評点に勘案する。

### 2. 新成績評定の対象工事

平成27年4月1日以降に契約する県発注工事から対象

#### ※1

- ・考査項目は、原則として国の工事成績評定に準じるものとする。

「4.高度技術」；主任監督員→ 廃止

「4.工事特性」；新設→ 担当課長

- ・国評定に準用。

「3.Ⅰ出来形」、「3.Ⅱ品質」；監督員→主任監督員

※2 既済部分等の評定は完成検査時と同様に4名体制で実施する  
評定内容は、施工プロセスチェック結果も含め保存し、引き継ぐものとする。

※3 評定の受注者通知は、完成検査後に最終評定を通知する。

# 工事成績評価調査（完成検査）

様式1-1①

機関名：

工事番号	請負者		格付		工事種別		着工年月日		平成		年月日							
	工事名	設計額	設計額	円	円	円	完成年月日	平成	年	月	日							
	工事場所	請負額	請負額	円	円	円	検査年月日	平成	年	月	日							
検査項目			監督員		主任監督員		担当者		課長		検査職員							
項目	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	印					
	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	b'	c	d	e		
1. 施工体制		+1.0	+0.5	0	-5.0	-10												
I. 施工体制一般																		
II. 配置技術者		+3.0	+1.5	0	-5.0	-10												
2. 施工状況		+4.0	+2.0	0	-5.0	-10						+2.5	0	-7.5	-15			
I. 施工管理																		
II. 工程管理			+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0			+1.0	0	-7.5	-15				
III. 安全対策			+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0			+1.5	0	-7.5	-15				
IV. 対外関係			+2.0	+1.0	0	-2.5	-5											
3. 出来形及び出来ばえ			+4.0	+2.0	0	-2.5	-5											
I. 出来形			+5.0	+2.5	0	-2.5	-5					+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	
II. 品質												+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	
III. 出来ばえ												+5	+2.5	0	-5			
4. 工事特性																		
I. 施工条件への対応 ※2																		
I. 創意工夫 ※3																		
I. 社会性等																		
I. 地域への貢献等																		
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)	(A)	± 8.0	点	(B)	± 27.0	点	(C)	± 35.0	点	(D)	± 35.0	点	(E)	± 100.0	点	(F)	± 100.0	点
評定点 (6.5点+加減点合計) ※1	①	6.5点+(A)	+ (B) =	1000	点	②	6.5点+(C)	=	1000	点	③	6.5点+(D)	=	100.0	点			
評定点計		1000	点	(① 100 点×0.4 + ② 100 点×0.2 + ③ 100 点×0.4) =	点													
7. 法令遵守等	※7																	
評定点合計	※8	0	点	○評定点計 (100 点) - 法令遵守等 (0 点)	=	0	点											
所見 ※5																		

※1 65点 + 「1.」～「3.」の評定 (加減点合計) + 「4.」～「6.」の評定 (加減点合計) = 評定点

各評定点 (①～③) は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難性の高い案件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、監督員、主任監督員からの報告を受けて担当課長が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性の異なる難性を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特質すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 「4.」, 「5.」, 「6.」は加減点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※5 所見は減点項目があった場合に記載する。

※6 各検査項目ごとの採点は、検査項目別運用表によるものとし、検査職員 (完成)、検査職員 (完成) の評価に先立ち、監督員、主任監督員、担当課長が行う。

※7 法令遵守の評定は、担当課長が行う。

※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

【監督員】

【主任監督員】

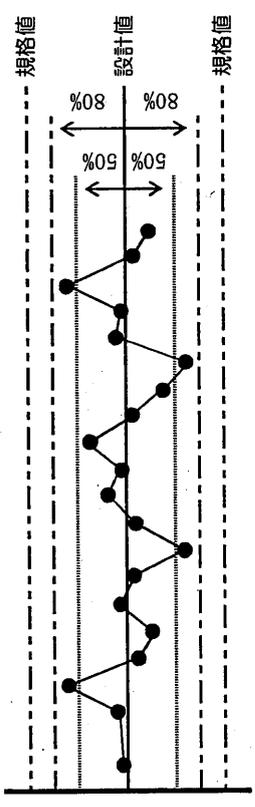
【検査職員】



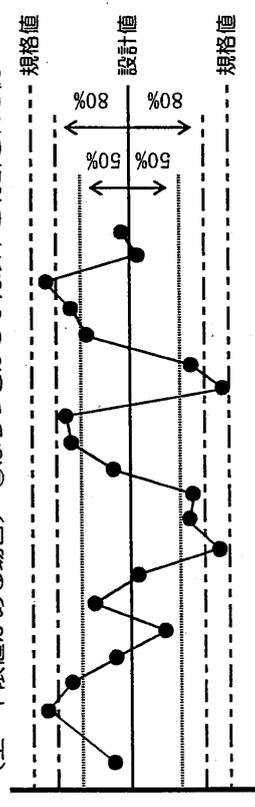
1. 出来形及び品質のばらつき考え方

〔管理図の場合〕

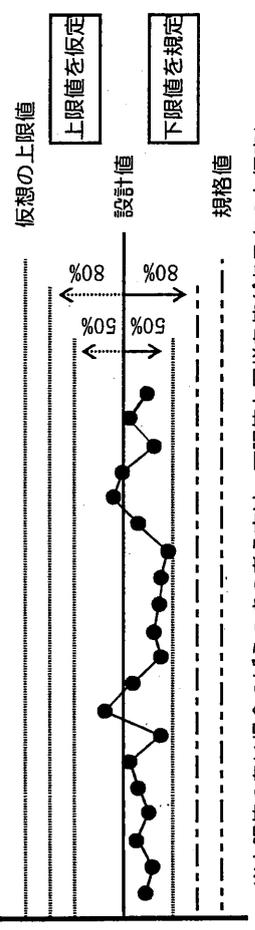
(上・下限値がある場合) ①ばらつきが50%以下と判断される例



(上・下限値がある場合) ②ばらつきが80%以下と判断される例

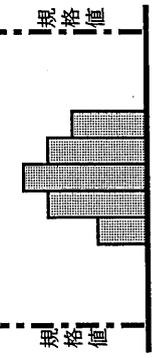


(規格値が下限値のみの場合)

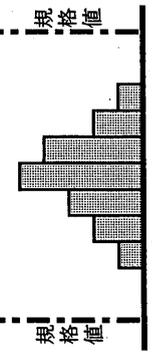


※上限値のない場合のばらつき考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつき%を考慮する。

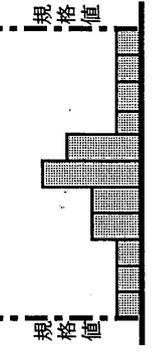
〔度数表またはヒストグラムの場合〕  
(ばらつきが小さい)



(ばらついている)



(ばらつきが大きい)



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 多工種工事の場合は、主たる3工種以内で評定する。ただし、それ以外の工種で重要な場合は3工種以内に含むことができる。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「多工種複合工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づき処置をしている」等が見られたら、c評価とする。
- (2) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがない」場合、無処理の場合は、d評価とする。
- (3) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、e評価とする。

4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

## 【中間検査・既済部分検査・年度末既済部分検査の評定について】

従来、「長崎県建設工事成績評定要領」に基づき、完成検査時及び年度末既済部分検査時において施工状況の確認及び評価を実施してきたが、さらに中間検査においても工事施工の途中における施工状況の確認、評価を行うことにより、より厳正かつ的確な評定に資するため、工事成績評定を実施することとする。

また、既済部分検査においては、工事の既済部分を確認するとともに出来形、品質及び施行管理の状況等を検査し技術検査を兼ねているため、「既済部分検査」として工事成績評定を実施することとする。

なお、債務負担工事の年度末に実施する既済部分検査は、煩雑さを避けるため「年度末既済部分検査」として区分する。

### ●中間検査・既済部分検査・年度末既済部分検査の工事成績評定の実施と評定結果について

中間検査・既済部分検査・年度末既済部分検査の工事成績評定（以下、債務負担行為等の評定とする）は、完成検査後に実施する評定と同様に4名の評価者で実施する。

評定結果については、検査員の評定のみ債務負担行為等の評定として完成検査後の評定点に勘案する。（検査員持ち点は、「完成検査後の評定」を5割、「債務負担行為等の評定」を5割とする。なお、「債務負担行為等の評定」が複数回実施された場合は、その平均点とする。）

また、監督員、主任監督員、担当課長の債務負担行為等の評定結果は完成検査後に実施する評定の参考とする。

### ○検査員の評点

各評定者の持ち点は、

{監督員+主任監督員}：40点、担当課長：20点、検査員：40点 合計100点

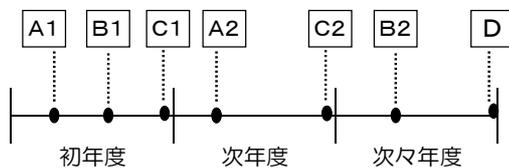
うち、検査員の持ち点は、下記により決定する。（監督員、主任監督員、担当課長は、完成検査後の評定で決定）

{①完成検査時； 最大40点 ×1/2 + ②債務負担行為等； 最大40点 ×1/2 } 点

- ・債務負担行為等の工事成績評定が1回実施された場合  
その評定点が②の評点（下線部）となる
- ・債務負担行為等の工事成績評定が2回以上実施された場合  
複数回実施された評定点の平均値が②の評点（下線部）となる

<例> 3年債務負担行為工事の場合の検査員の評点

中間検査時の評点； A …… 2回実施  
既済部分検査時の評点； B …… 2回実施  
年度末既済部分検査時の評点； C …… 2回実施  
完成検査時の評点； D



①完成検査時 (D点×0.4) ×1/2 + ②債務負担行為等 { (A1+A2+B1+B2+C1+C2) / 6 点×0.4 } ×1/2

○法令遵守等による減点評価があった場合は、措置点数の最大値を「完成検査後の評定」から差し引く。

# 建設工事にかかる設計図書の 交付方法の変更について

【入札参加者用説明会資料】

平成27年2月

長崎県 土木部 建設企画課



# 建設工事にかかる設計図書の交付方法の変更について

## 現行（平成20年度から）

（公財）長崎県建設技術研究センター（NERC）が設計図書の有料頒布（1,000円、2,000円／件）

【対象】総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部（以下「関係部」という。）並びにその関係部が所管する地方機関（振興局を含む。）が電子入札システムにより発注する建設工事のうち競争入札（一般競争入札、指名競争入札）にかかるもの

## 平成27年度から

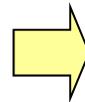
平成27年4月1日以降の公告または入札執行通知を行う工事が対象

電子入札システムを経由して新設計図書交付システムにより、無料交付とする。

【対象】変更無し

### 現状

入手先	NERCの配布システム
費用	有 料
稼働時間	年末年始を除く 8時～24時 (土日祝を含む)
入手方法	ダウンロード・CD送付
入手可能者	会員登録した者



### H27. 4. 1～

入手先	電子入札システムを経由し 新設計図書交付システム
費用	無 料
稼働時間	県の開庁日 8時～20時 (土日祝を含まない)
入手方法	ダウンロードのみ ※特例有
入手可能者	電子入札利用者

※交付期間：公告日もしくは入札執行通知日から入札書投函開始日の直前の開庁日の17時まで

# 設計図書の入手手順

- ◆設計図書を入手するためには、必ず長崎県電子入札への利用者登録と有効なＩＣカードが必要です。
- ◇交付期間内に設計図書を入手していない者の行った入札は“無効”となりますので、必ず交付期間内に設計図書を入手してください。

## 【１．電子入札システムにログイン】

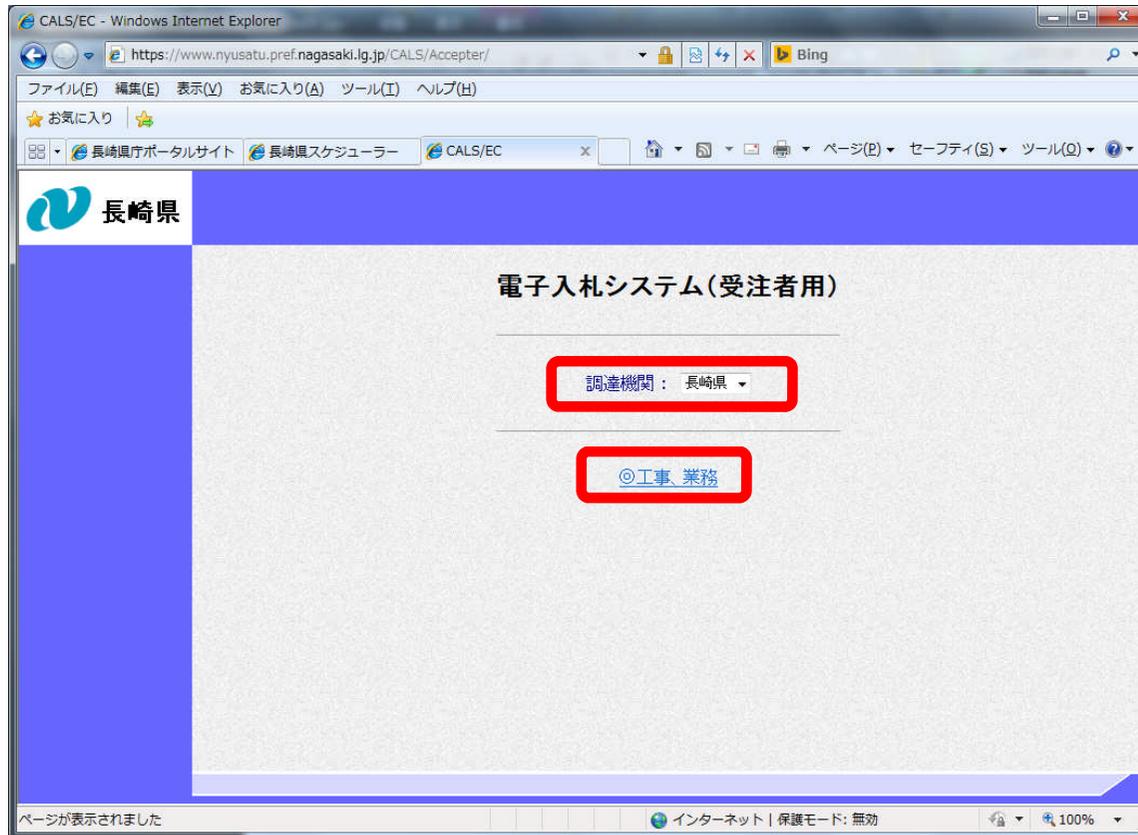


長崎県電子入札ホームページを開きます。

【電子入札ログイン】  
ボタンをクリックします。



【電子入札ログイン】  
ボタンをクリックしま  
す。



電子入札システム（受注者用）画面が表示されます。調達機関に「長崎県」を選択し、【◎工事・業務】をクリックします。



「利用者登録／電子入札」選択画面（受注者用）が表示されます。

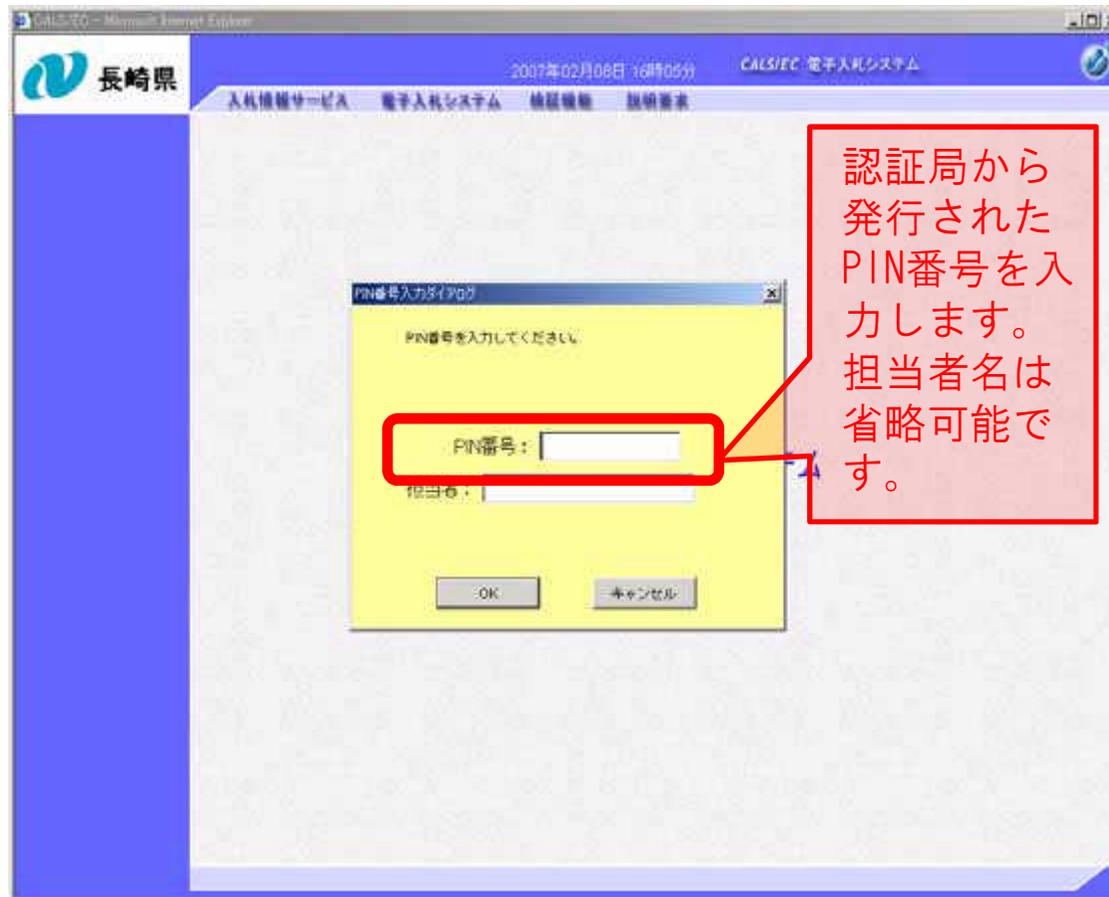
【電子入札システム】をクリックします。

【電子入札システム】をクリックします。

画面上部には電子入札システムのサーバ現在日時（日本標準時間に対応）が表示されます。設計図書の交付締切日時など以降の作業では、この標準時間を基準に作業してください。

時計が表示されないときは、下記をチェック！！

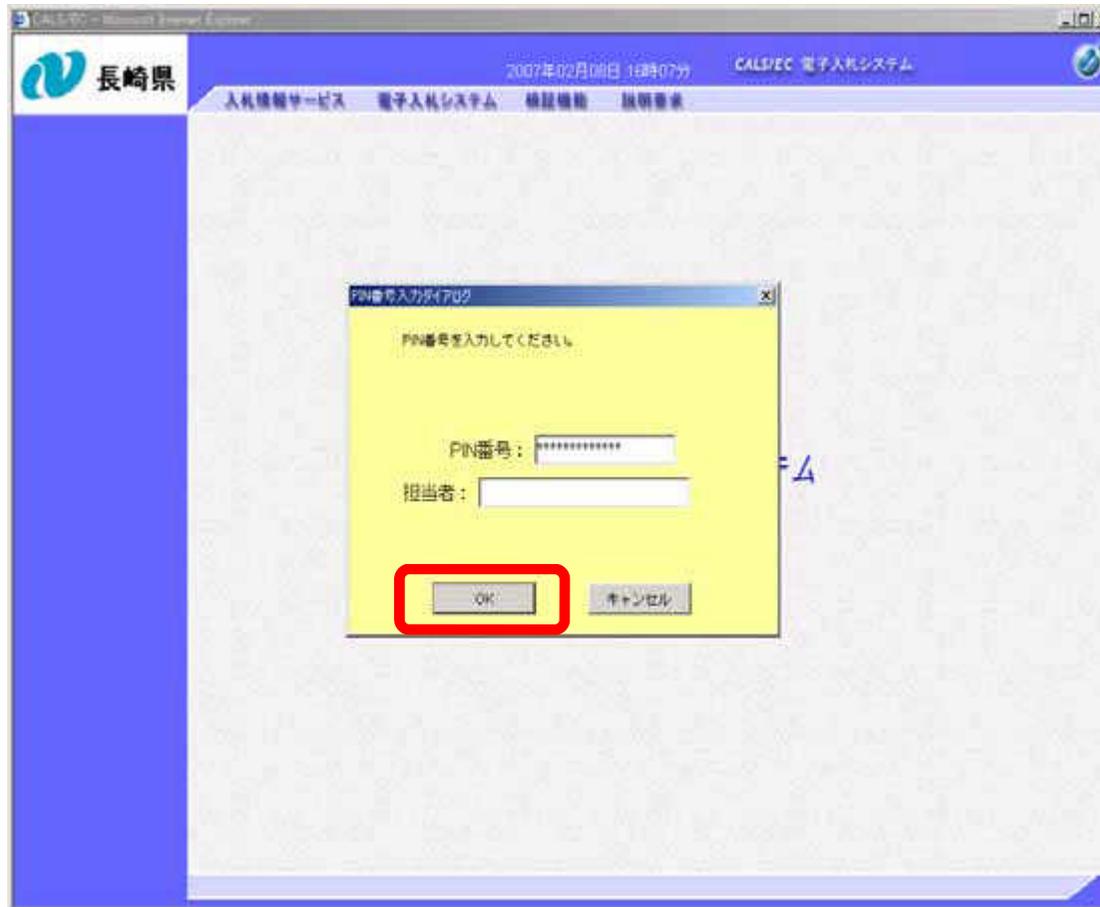
- Javaポリシーの設定は完了していますか？
- ICカードリーダーは正常に動作していますか？
- ポップアップ、ツールが有効になっていませんか？



ICカードとは、電子認証局から発行される電子認証書のことです。これによって電子的な本人確認が実現されます。

PIN番号とは、ICカード購入時に購入先の認証局から付与される番号で、担当者名は省略することが可能です。

PIN番号の入力画面が表示されますので、ICカードをカードリーダーに差し込み、認証局から発行されたPIN番号を入力します。



PIN番号入力後、【OK】  
ボタンをクリックします。



受注者側電子入札システムのメインメニューが表示されます。

電子入札システムにログインされました。

※この画面にて検索項目を指定しますと、案件を絞って表示させることができます。

◆ここまでの操作手順は、従来の電子入札システムへのログイン手順と同じです。

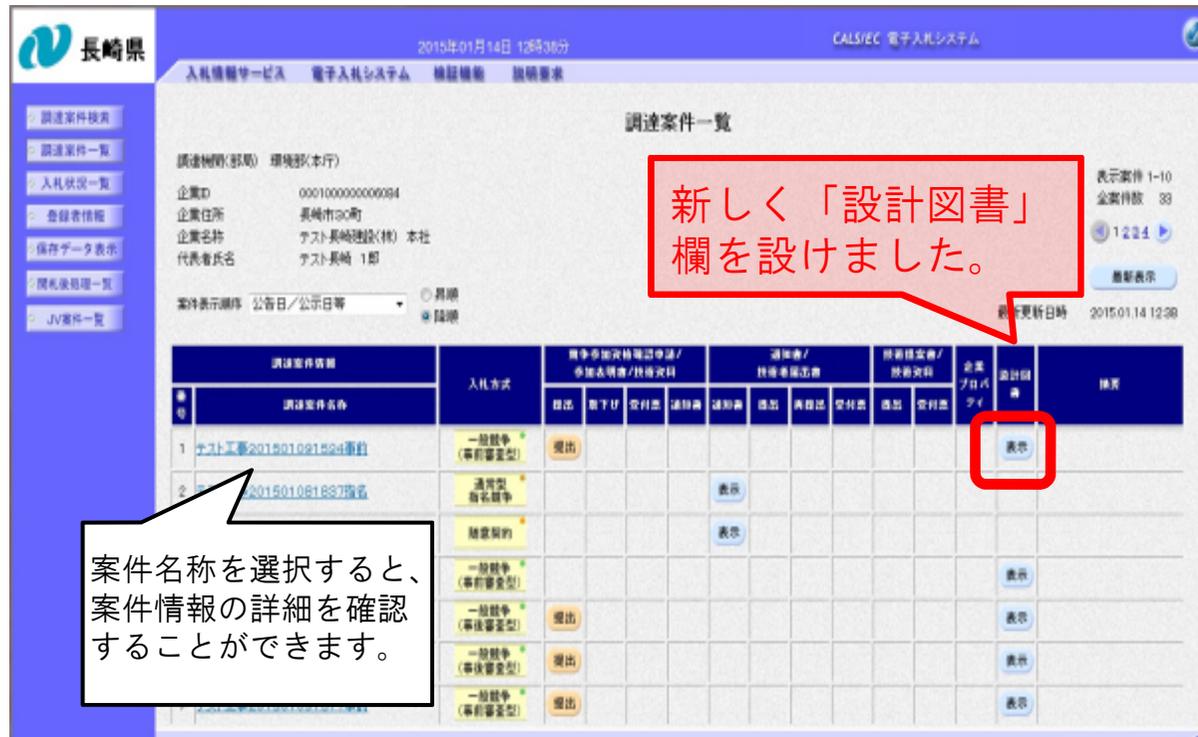
## 【2. 設計図書のダウンロード】

### ●一般競争入札の場合

The screenshot shows the '調達案件検索' (Procurement Case Search) page in the CALS/EC system. The left sidebar contains several navigation buttons, with '調達案件一覧' (List of Procurement Cases) highlighted by a red box. The main content area contains search filters for '局' (Agency), '事務所' (Office), '工事' (Work), '入札方式' (Bidding Method), '工事種別/委託業務種別' (Work Type/Commissioned Business Type), '案件状態' (Case Status), '検索日付' (Search Date), '案件番号' (Case Number), and '案件名称' (Case Name). The '局' is set to '農林部(本庁)'. The '事務所' dropdown shows '設計課', '農林部指導課', '農業経営課', and '農村整備課'. The '工事' dropdown is set to '全て'. The '入札方式' section has checkboxes for '一般競争入札(標準型)', '一般競争入札(事後審査型)', '通常型指名競争入札方式', and '随意契約'. The '工事種別/委託業務種別' section has dropdowns for '土木一式工事', '建築一式工事', '大工事', '左官工事' and '測量業者', '測量一般(測量)', '地域の調整(測量)', '航空測量(測量)'. The '案件状態' is set to '全て'. The '検索日付' section has '指定しない' selected. The '案件番号' section has a checkbox for '案件番号のみの場合はチェックしてください'.

ログイン後の画面です。

検索条件を設定後、  
【調達案件一覧】ボタンを  
クリックします。



新しく「設計図書」欄を設けました。

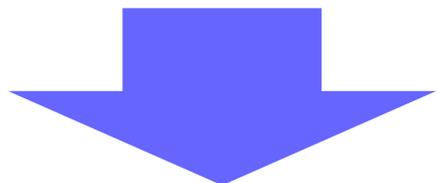
案件名称を選択すると、案件情報の詳細を確認することができます。

調達案件一覧の画面が表示されます。

設計図書を手入手可能な案件は、「設計図書」欄に【表示】ボタンが表示されます。

対象案件の「設計図書」欄にある【表示】ボタンをクリックします。

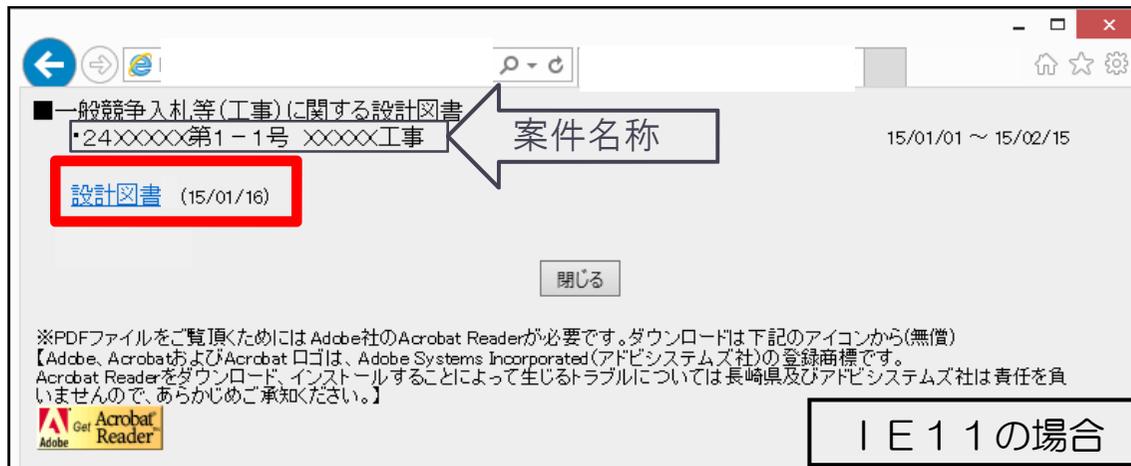
「設計図書」欄にある【表示】ボタンをクリックすると



新設計図書交付システムの画面へ

調達案件の日時等の確認については、調達案件概要を参照してください。調達案件概要は調達案件名称をクリックすると表示されます。

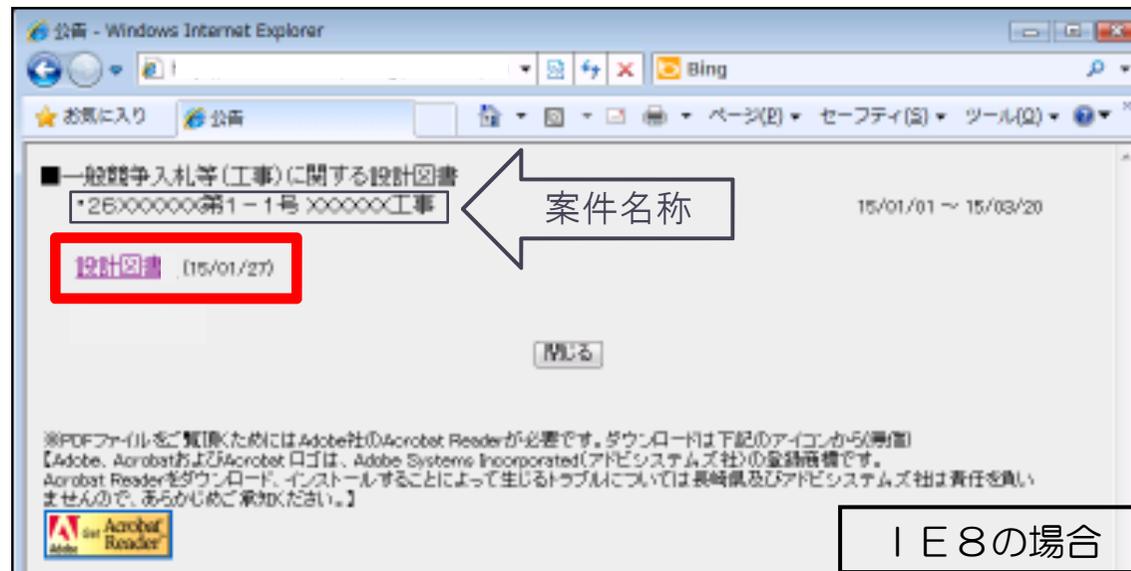
## 新しい画面が表示されます！



設計図書選択画面が表示されます。

案件名称を確認の上、  
【設計図書】をクリックしてください。

設計図書が2件以上登録されている場合でも、1件ずつしかダウンロードできません。



IE8の場合

電子入札への利用者登録をした際の情報が自動表示されます。

IE11の場合

設計図書ダウンロード画面が表示されます。

【ダウンロード開始】ボタンをクリックしてください。

電子入札への利用者登録をした際の情報が自動表示されます。

IE8の場合

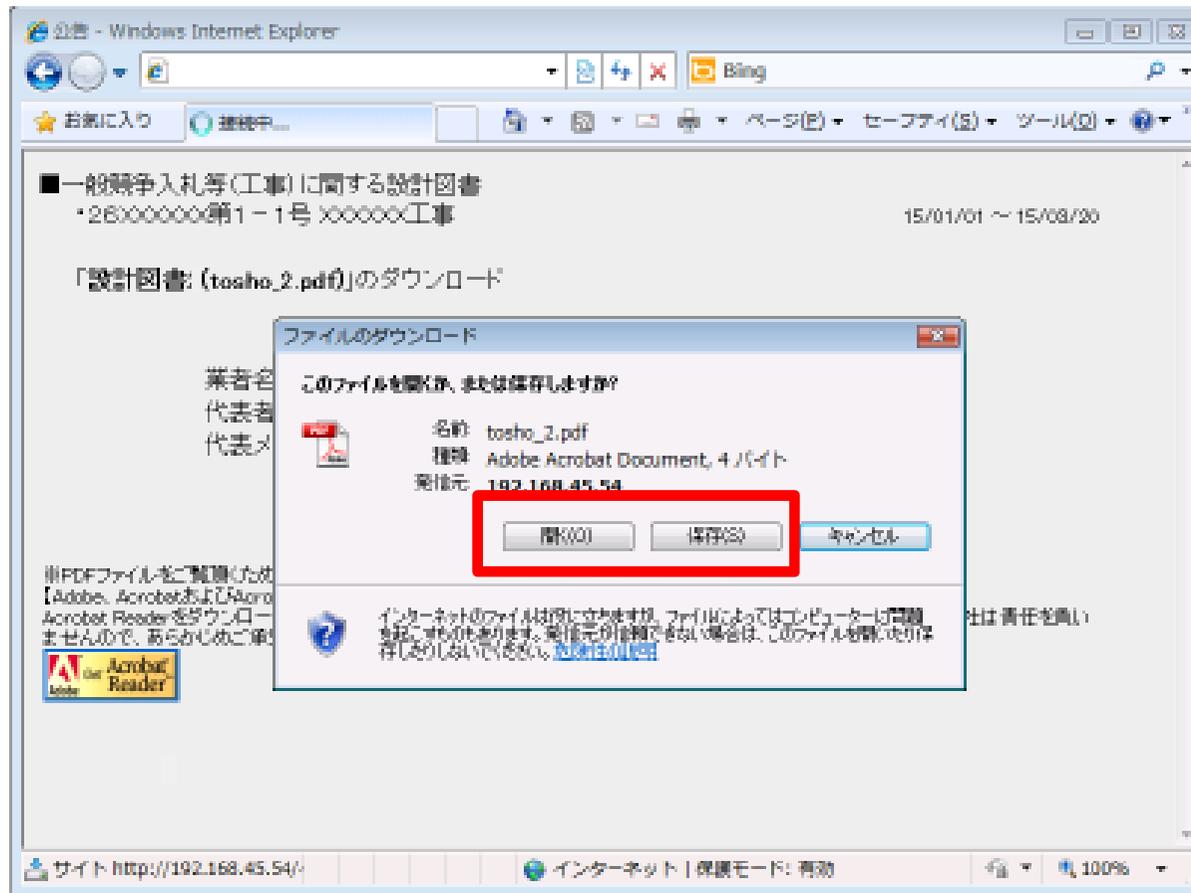
商号又は名称、代表者名、メールアドレス欄には電子入札への利用者登録をした際の情報が自動表示されます。



画面下部にダウンロード開始画面が表示されます。

【ファイルを開く】  
 または、  
 【保存】 ボタンをクリックしてください。

IE11の場合



画面下部にダウンロード開始画面が表示されます。

【開く】または、  
【保存】ボタンを  
クリックしてください。

IE8の場合



【保存】 ボタンをク  
 リックした場合、  
 【名前を付けて保存】  
 をクリックします。

IE11の場合

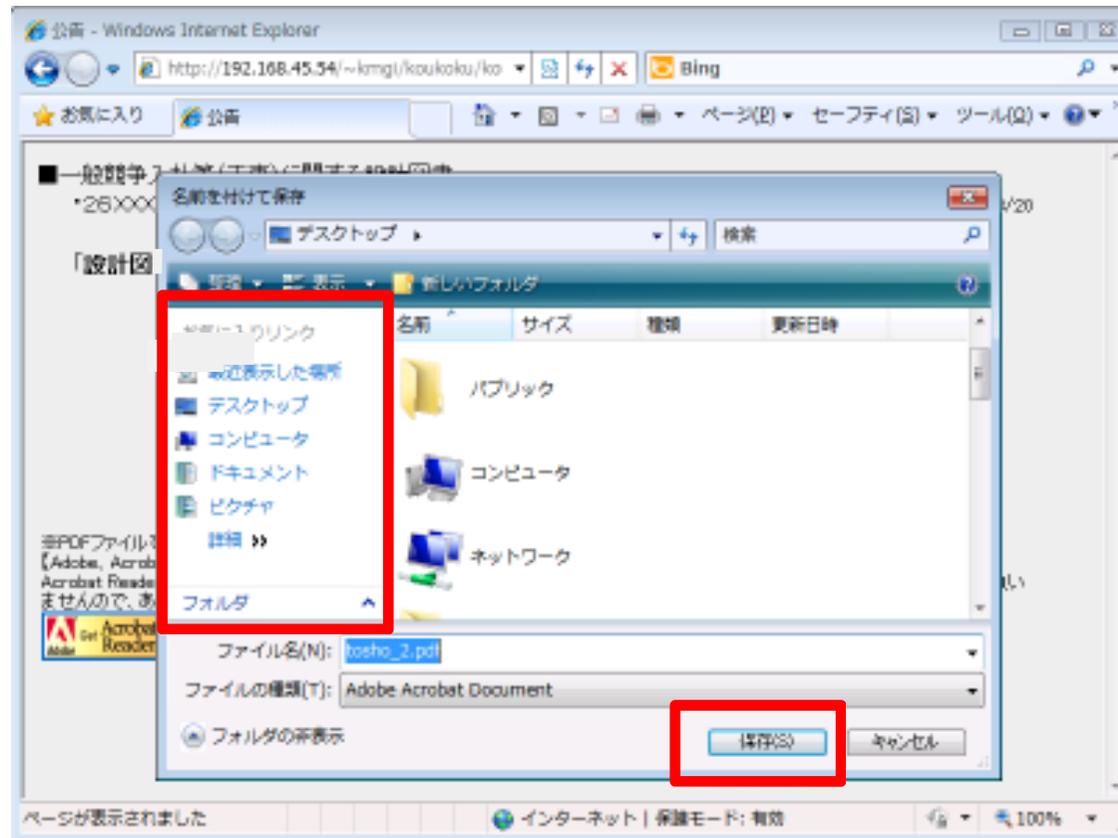
IE8の場合、IE11のようなメニューは表示されません。



【名前を付けて保存】の画面が表示されます。

保存先を選択して  
【保存】ボタンをクリックしてください。

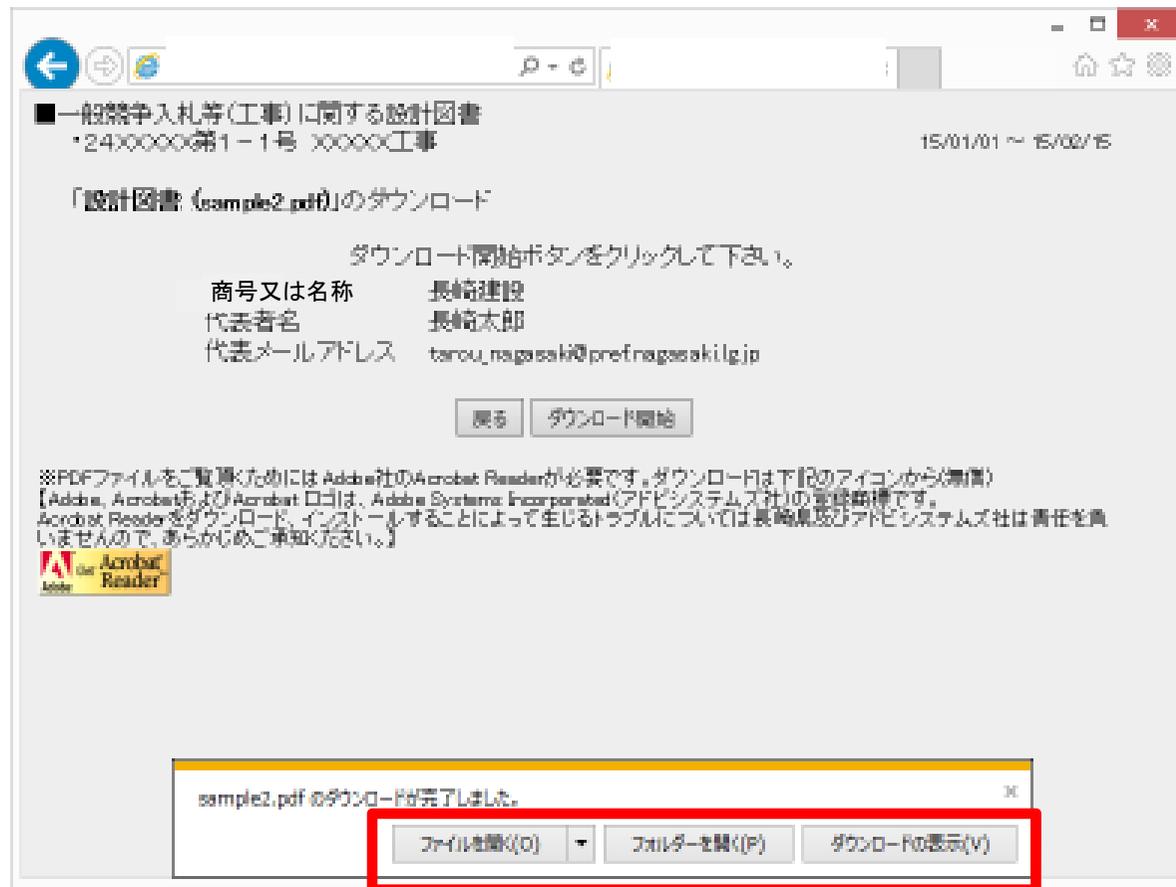
IE11の場合



【名前を付けて保存】の画面が表示されます。

保存先を選択して  
【保存】ボタンをクリックしてください。

IE8の場合



画面下部にダウンロード完了が表示されます。

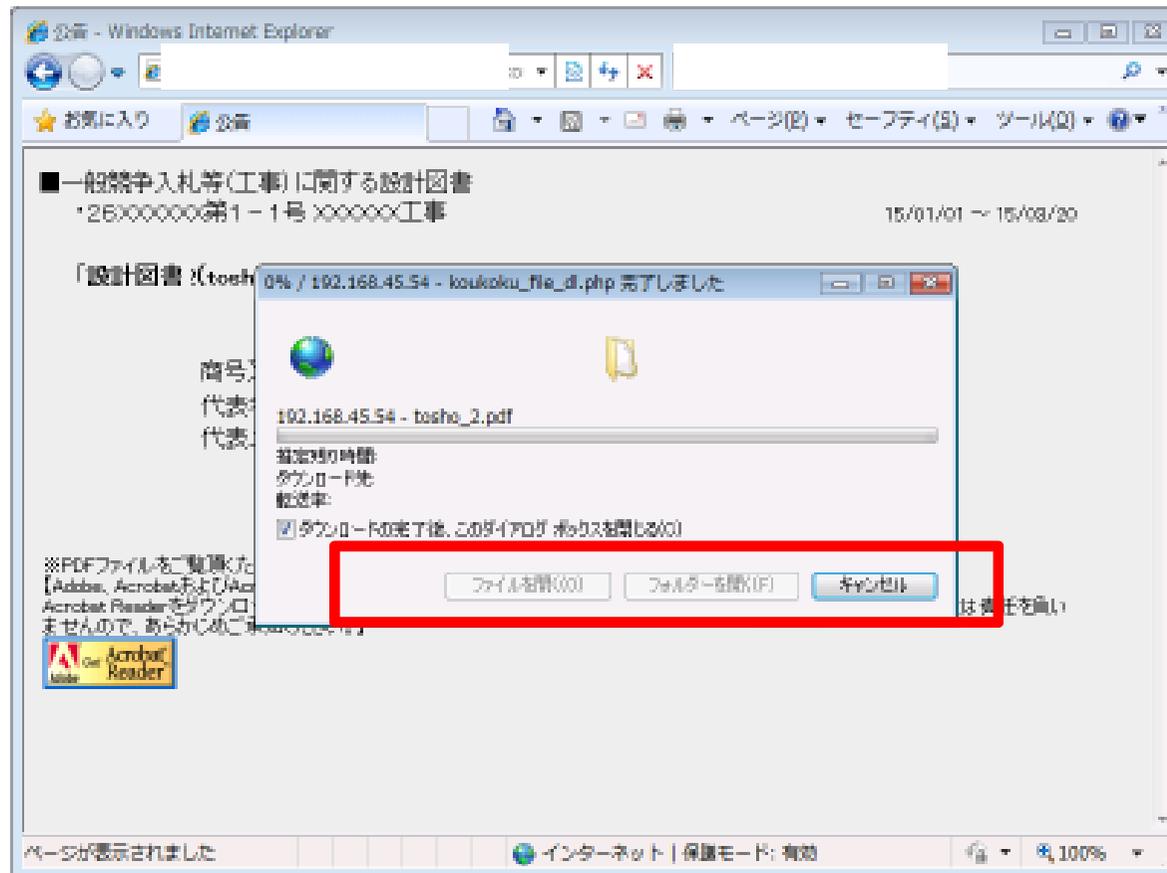
ここで

- 【ファイルを開く】
- 【フォルダを開く】
- 【ダウンロードの表示】

のいずれかのボタンをクリックすると、ダウンロードした設計図書を開くことができます。

開かずに次の手順に進むこともできます。

IE11の場合



画面中央部にダウンロード完了が表示されます。

ここで

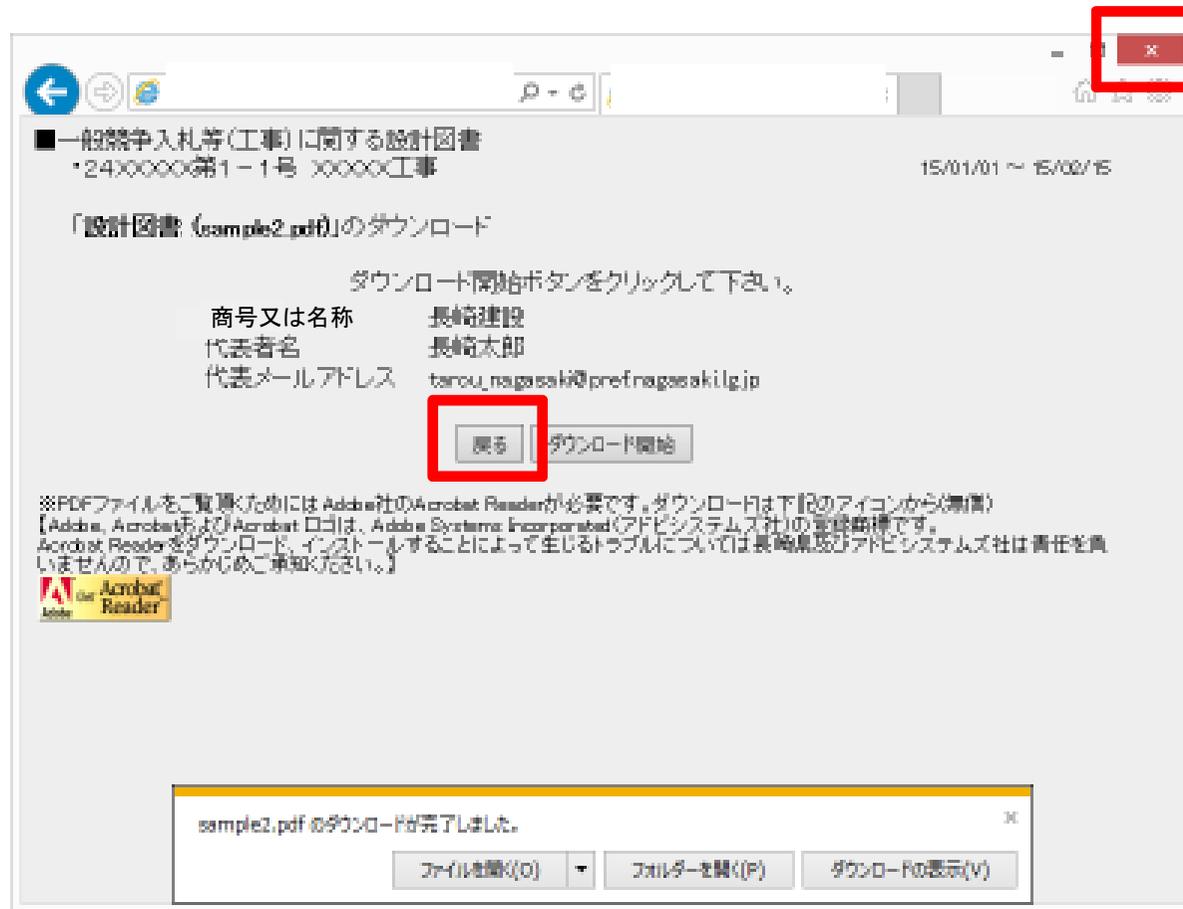
【ファイルを開く】

【フォルダーを開く】

のいずれかのボタンをクリックすると、ダウンロードした設計図書を開くことができます。

開かずに次の手順に進むこともできます。

IE8の場合



以上の手順で  
設計図書のダウンロードが  
完了しました。

画面右上の  
【×】ボタンをクリックし  
て画面を閉じてください。



電子入札システムの  
調達案件一覧の画面に  
戻ります。

設計図書が2件以上  
登録されている場合、  
【戻る】ボタンをク  
リックすると、設計図  
書選択画面に戻りま  
すので、同じ操作でダ  
ウンロードができます。

The screenshot displays the '調達案件一覧' (Tender Case List) page in the CALS/EC system. The header shows the date '2015年01月14日 12時38分' and the system name 'CALS/EC 電子入札システム'. The user is logged in as '入札情報サービス 電子入札システム 権限機能 監観要求'.

On the left, there is a navigation menu with options like '調達案件検索', '調達案件一覧', '入札状況一覧', etc. The main content area shows details for the selected tender case: '調達種別(部局) 環境部(本庁)', '企業ID 000100000000094', '企業住所 長崎市200町', '企業名称 テスト長崎建設(株) 本社', and '代表者氏名 テスト長崎 1郎'. It also indicates '表示案件 1-10' and '全案件数 39'.

Below the details is a table with columns for '調達案件情報', '入札方式', and various status indicators. The table lists several tender cases with their respective entry methods and statuses.

案件番号	調達案件名称	入札方式	競争参加資格確認申請 / 参加表明書 / 投書資料		通知書 / 封筒準備通知書				見積書提出 / 投書資料		企業プロファイル	設計図書	検索
			届出	取り下げ	受付済	通知済	通知済	届出	再届出	受付済			
1	テスト工事201501091524事前	一般競争 (事前審査型)	届出										表示
2	テスト工事201501091887指名	指名型 指名競争						表示					
3	テスト工事201501091894総額	総額契約						表示					
4	テスト工事201501091521事前	一般競争 (事前審査型)											表示
5	テスト工事201501091822準法	一般競争 (事後審査型)	届出										表示
6	テスト工事201501091543準法	一般競争 (事後審査型)	届出										表示
7	テスト工事201501091517事前	一般競争 (事前審査型)	届出										表示

電子入札システムの調達案件一覧の画面に戻りました。

以上が、一般競争入札の場合の設計図書の入手手順となります。

### 【3. 設計図書のダウンロード】

#### ●指名競争入札の場合

##### (1) 入札執行通知書の受理

「入札執行通知書」が到着したためお知らせ致します。  
電子入札システムにて「入札執行通知書」を確認してください。

関連案件名称：県道29号道路改良工事  
関連機関名称：長崎県  
部署名：土木部（本庁）  
事務所名：建設企画課  
入札方式名称：通常型指名競争入札

本メールについて身に覚えが無い場合は、下記にご連絡をお願いします。  
\*\*\*\*\*  
長崎県電子入札システム  
ヘルプデスク：095-822-7321  
095-824-1111(内線3020)  
E-mail：E-nysat@pref.nagasaki.lg.jp  
URL：http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~enysat/  
\*\*\*\*\*

発注機関より入札執行通知書が発行されると、利用者登録にて連絡先E-mailアドレスに登録したアドレスに発行された旨のメールが届きます。

このメールを受信されたら、電子入札システムにログインし、入札執行通知書の確認をして下さい。

## (2) 電子入札システムにログイン

調達案件検索

入札状況一覧

登録者情報

保存データ表示

事後審査状況一覧

調達案件検索

部局

事務所

工事

入札方式

工事種別/委託業務種別

案件状態

検索日付

案件番号

案件名称

電子入札システムに  
ログイン後の画面です。

検索条件を設定後、  
【調達案件一覧】ボタンを  
クリックします。

長崎県 CALS/EC 電子入札システム

2015年01月14日 12時38分

入札情報サービス 電子入札システム 機能機能 説明書

### 調達案件一覧

調達種別(部局) 環境部(本庁)

企業ID 0001000000000094  
 企業住所 長崎市200町  
 企業名称 ナスト長崎建設(株) 本社  
 代表者氏名 ナスト長崎 1部

表示案件 1-10  
 全案件数 39  
 1234

最新更新日時 2015.01.14 12:38

案件番号	調達案件名称	入札方式	競争参加資格確認申請/参加書類/技術資料		通知書/技術者届出書		発注決定書/発注資料		企業プロファイル	設計図書	検索
			届出	数下付	交付票	通知書	通知書	届出			
1	ナスト工事201501091524番付	一般競争(事前審査型)	届出								表示
2	ナスト工事201501091887指定	通知型指名競争				表示					表示
		随意契約									表示
		一般競争(事前審査型)									表示
		一般競争(事後審査型)	届出								表示
		一般競争(事後審査型)	届出								表示
		一般競争(事前審査型)	届出								表示

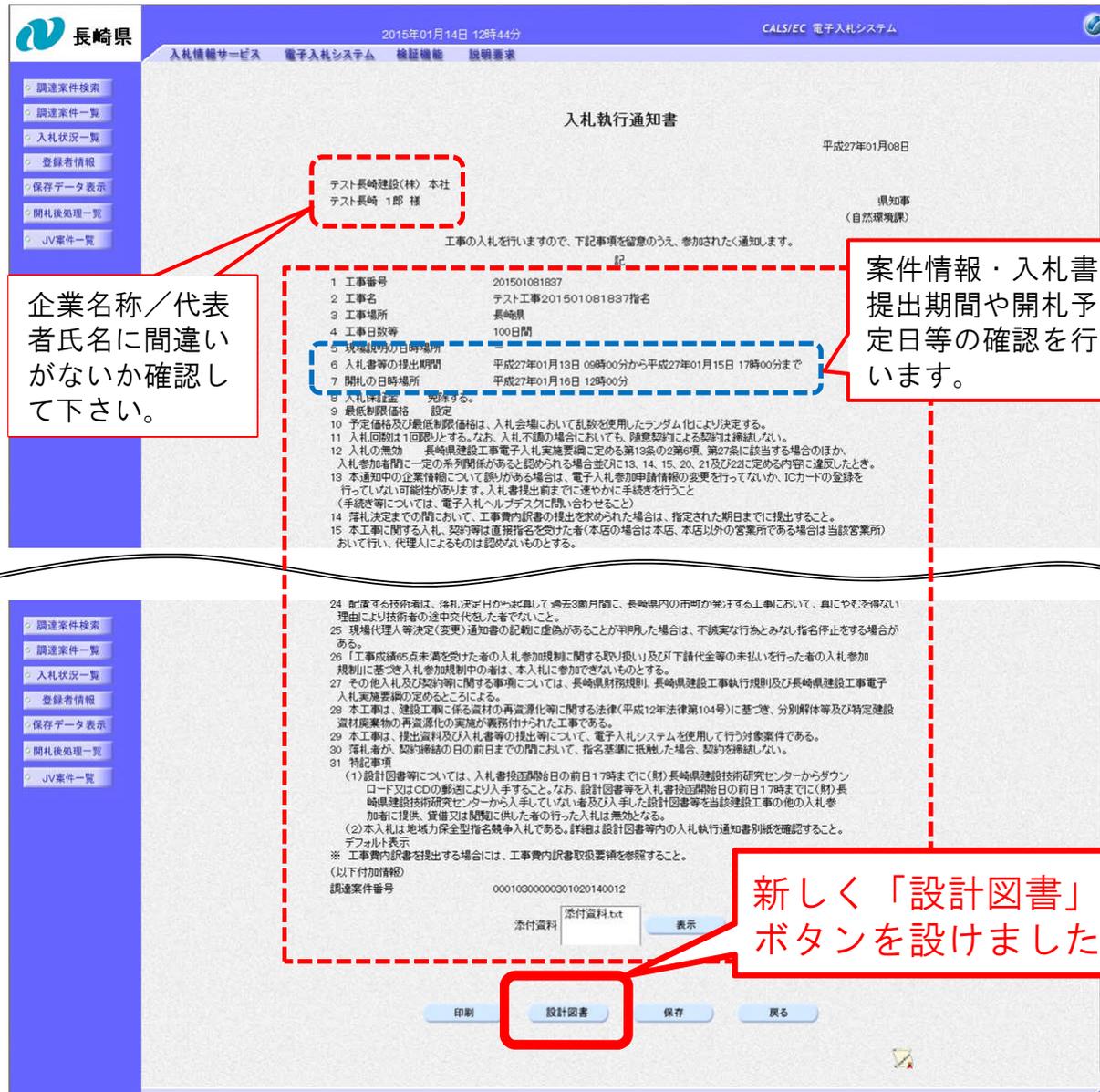
案件名称を選択すると、案件情報の詳細を確認することができます。

調達案件の日時等の確認については、調達案件概要を参照してください。調達案件概要は調達案件名称をクリックすると表示されます。

調達案件一覧の画面が表示されます。

指名競争入札の場合、入札執行通知書が発行（指名）された業者に限り、案件が表示されます。  
 ※発注機関が入札執行通知書を発行する前は画面上に案件は表示されません。

対象案件の「通知書/技術者届出書」の「通知書」欄にある【表示】ボタンをクリックします。



入札執行通知書の画面が表示されます。

入札執行通知書の内容は必ず確認して下さい。企業名称/代表者氏名に間違いがある場合は、変更等の手続きを行っていない可能性がありますので、速やかに手続きを行って下さい。

画面下部の【設計図書】ボタンをクリックします。

入札執行通知書画面の【設計図書】ボタンをクリックすると



新設計図書交付システムの画面へ  
新しい画面が表示されます！



設計図書選択画面が表示  
されます。

案件名称を確認の上、  
【設計図書】をクリック  
してください。

設計図書が2件以上  
登録されている場合で  
も、1件ずつしかダウ  
ンロードできません。

電子入札への利用者登録をした際の情報が自動表示されます。

IE11の場合

設計図書ダウンロード画面が表示されます。

【ダウンロード開始】ボタンをクリックしてください。

電子入札への利用者登録をした際の情報が自動表示されます。

IE8の場合

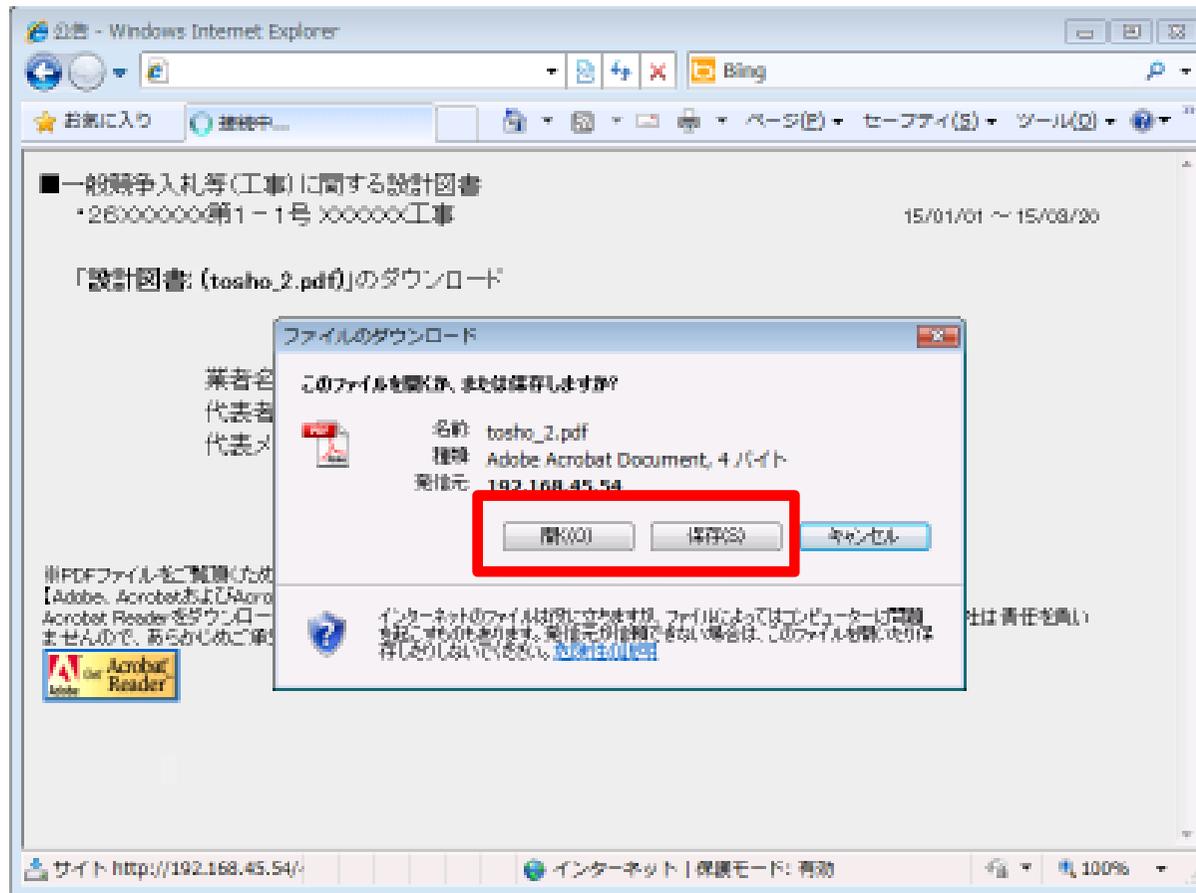
商号又は名称、代表者名、メールアドレス欄には電子入札への利用者登録をした際の情報が自動表示されます。



画面下部にダウンロード  
開始画面が表示されます。

【ファイルを開く】  
または、  
【保存】 ボタンを  
クリックしてください。

IE11の場合



画面下部にダウンロード開始画面が表示されます。

【開く】または、  
【保存】ボタンを  
クリックしてください。

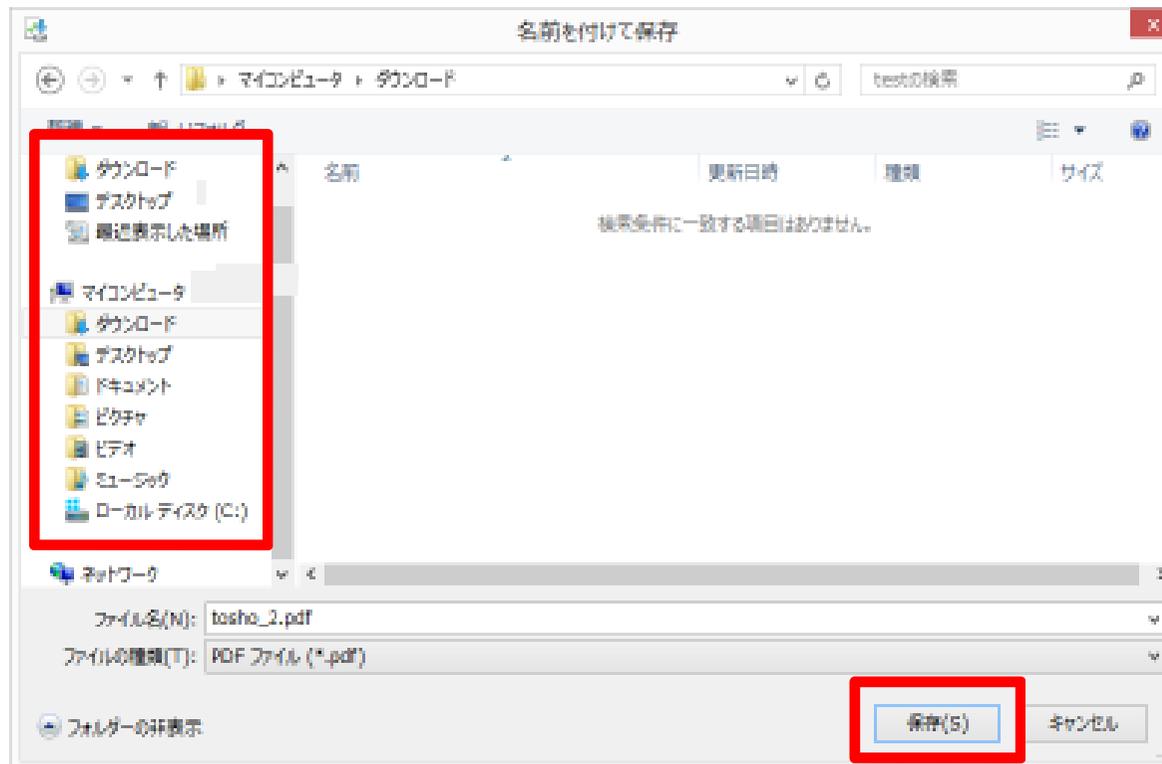
IE8の場合



【保存】ボタンをクリックした場合、  
【名前を付けて保存】  
をクリックします。

IE11の場合

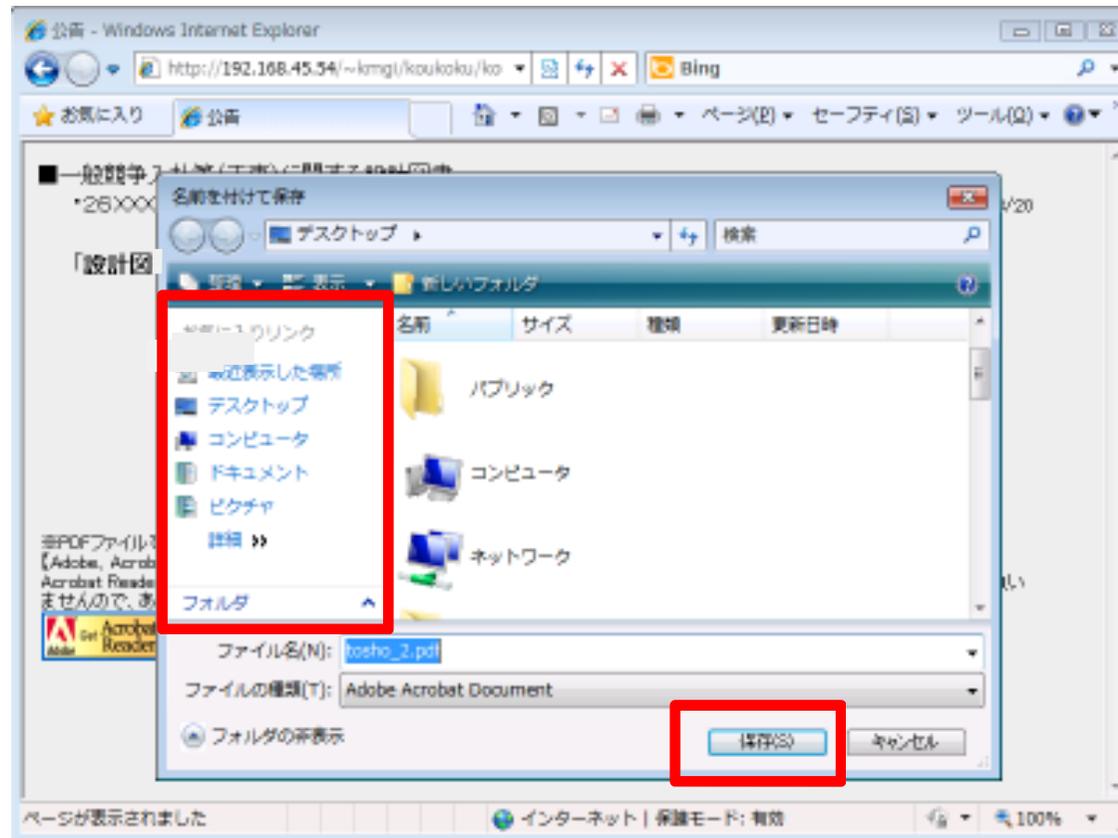
IE8の場合、IE11のようなメニューは表示されません。



【名前を付けて保存】の画面が表示されます。

保存先を選択して  
【保存】ボタンをクリックしてください。

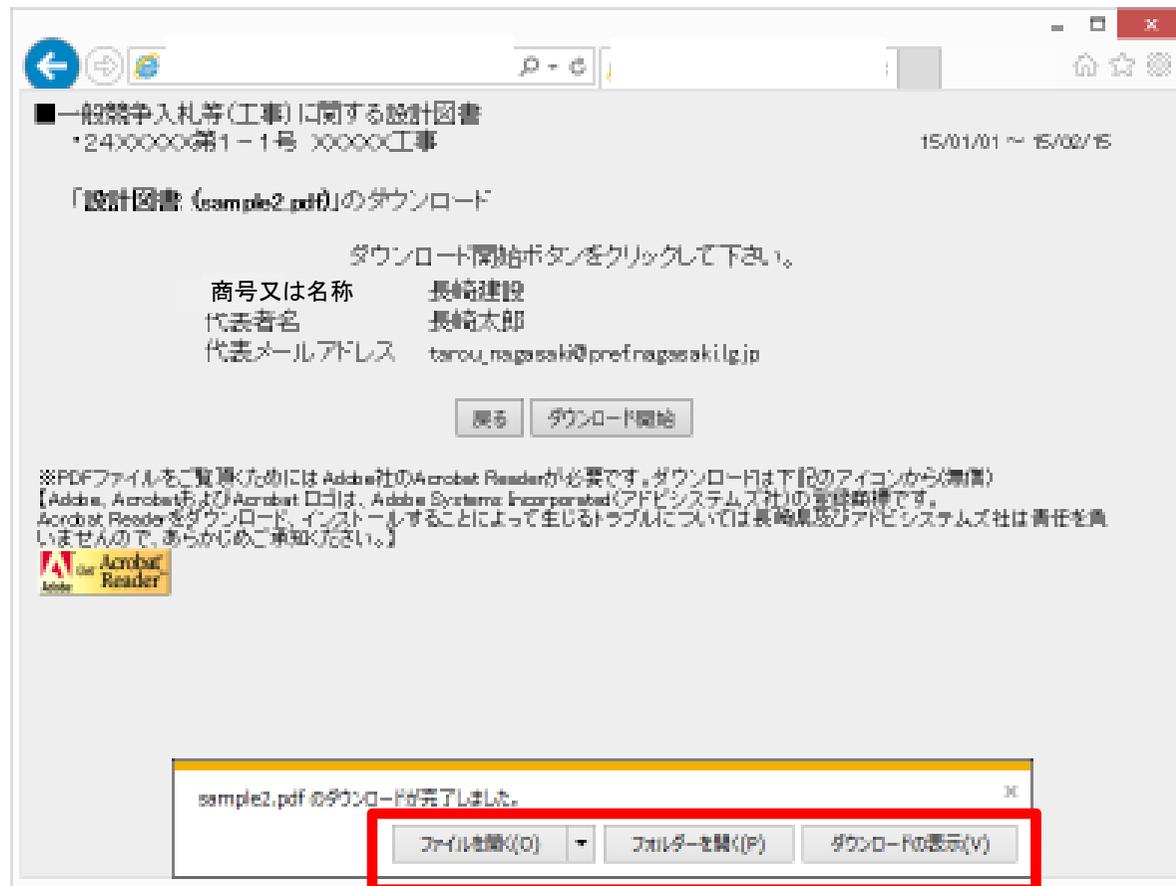
IE11の場合



【名前を付けて保存】の画面が表示されます。

保存先を選択して  
【保存】ボタンをクリックしてください。

IE8の場合



画面下部にダウンロード完了が表示されます。

ここで

【ファイルを開く】

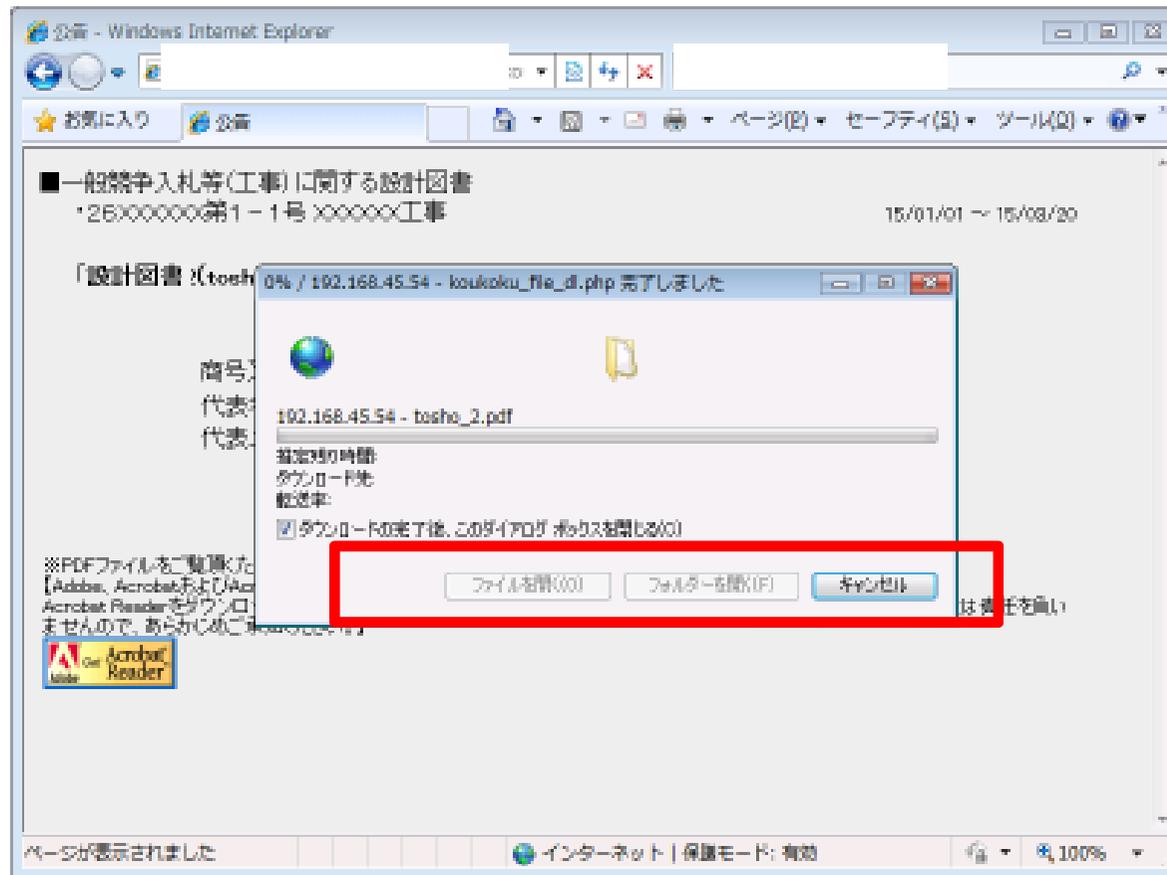
【フォルダーを開く】

【ダウンロードの表示】

のいずれかのボタンをクリックすると、ダウンロードした設計図書を開くことができます。

開かずに次の手順に進むこともできます。

I E 1 1 の場合



画面中央部にダウンロード完了が表示されます。

ここで

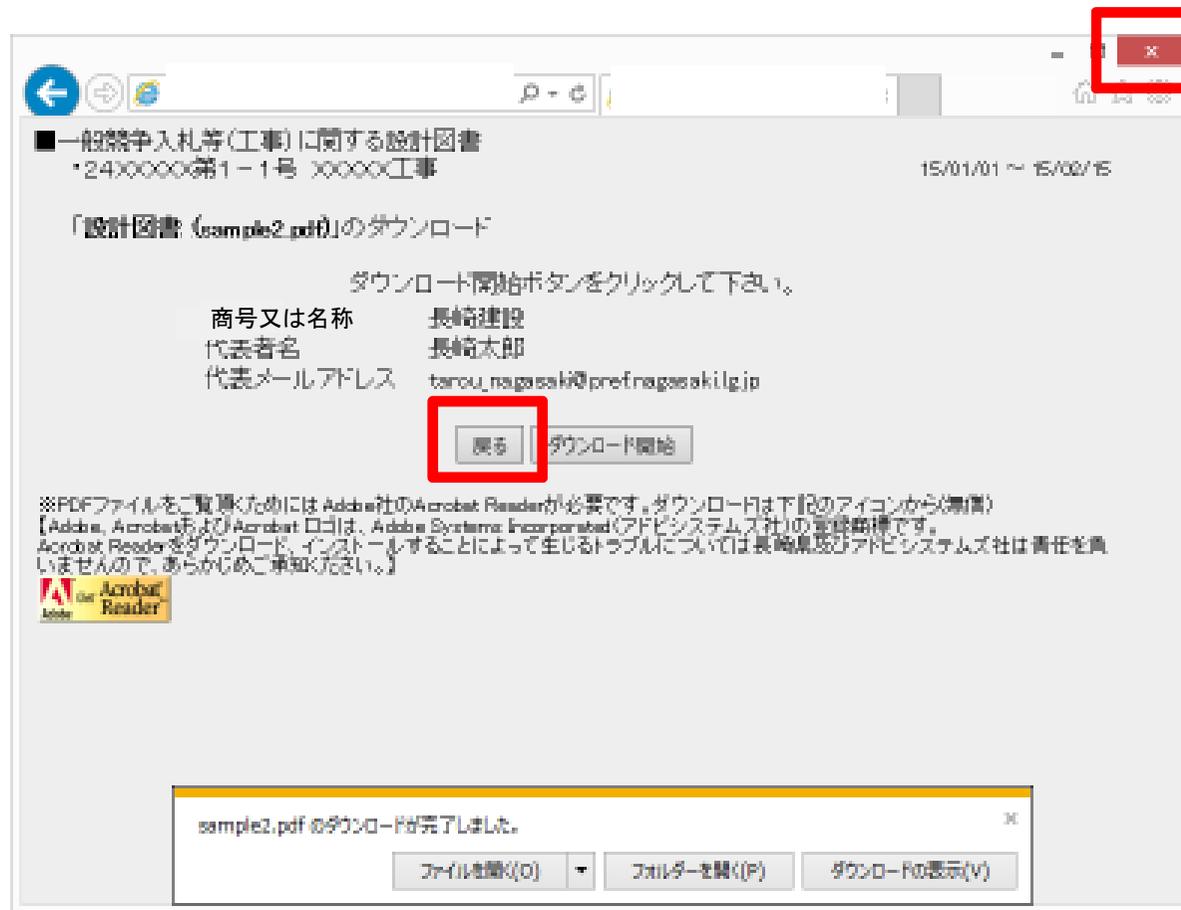
【ファイルを開く】

【フォルダーを開く】

のいずれかのボタンをクリックすると、ダウンロードした設計図書を開くことができます。

開かずに次の手順に進むこともできます。

IE8の場合



以上の手順で  
設計図書のダウンロードが  
完了しました。

通常は、画面右上の  
【×】ボタンをクリックし  
て画面を閉じてください。



電子入札システムの  
調達案件一覧の画面に  
戻ります。

設計図書が2件以上  
登録されている場合、  
【戻る】ボタンをク  
リックすると、設計図  
書選択画面に戻ります  
ので、同じ操作でダウ  
ンロードができます。

The screenshot displays the '調達案件一覧' (Tender Case List) page in the CALS/EC system. The header shows the date '2015年01月14日 12時38分' and the system name 'CALS/EC 電子入札システム'. The user is logged in as '入札情報サービス 電子入札システム 権限機能 監観要求'.

On the left, there is a navigation menu with options like '調達案件検索', '調達案件一覧', '入札状況一覧', etc. The main content area shows details for the selected tender case: '調達種別(部局) 環境部(本庁)', '企業ID 0001000000000094', '企業住所 長崎市200町', '企業名称 テスト長崎建設(株) 本社', and '代表者氏名 テスト長崎 1郎'. It also indicates '表示案件 1-10' and '全案件数 39'.

Below the details is a table with columns for '調達案件情報', '入札方式', and various status indicators. The table lists 7 tender cases with their respective entry methods and statuses.

案件番号	調達案件名称	入札方式	競争参加資格確認申請 / 参加表明書 / 投書資料		通知書 / 指図書届出書		見積書提出書 / 投書資料		企業プロファイル	設計図書	検索
			届出	取り下げ	受付済	通知済	通知済	届出			
1	テスト工事201501091524事前	一般競争 (事前審査型)	届出								表示
2	テスト工事201501091887指名	指名競争 (指名競争)				表示					
3	テスト工事201501091894総括	総括契約				表示					
4	テスト工事201501091521事前	一般競争 (事前審査型)									表示
5	テスト工事201501091822準法	一般競争 (事後審査型)	届出								表示
6	テスト工事201501091543準法	一般競争 (事後審査型)	届出								表示
7	テスト工事201501091517事前	一般競争 (事前審査型)	届出								表示

電子入札システムの調達案件一覧の画面に戻りました。

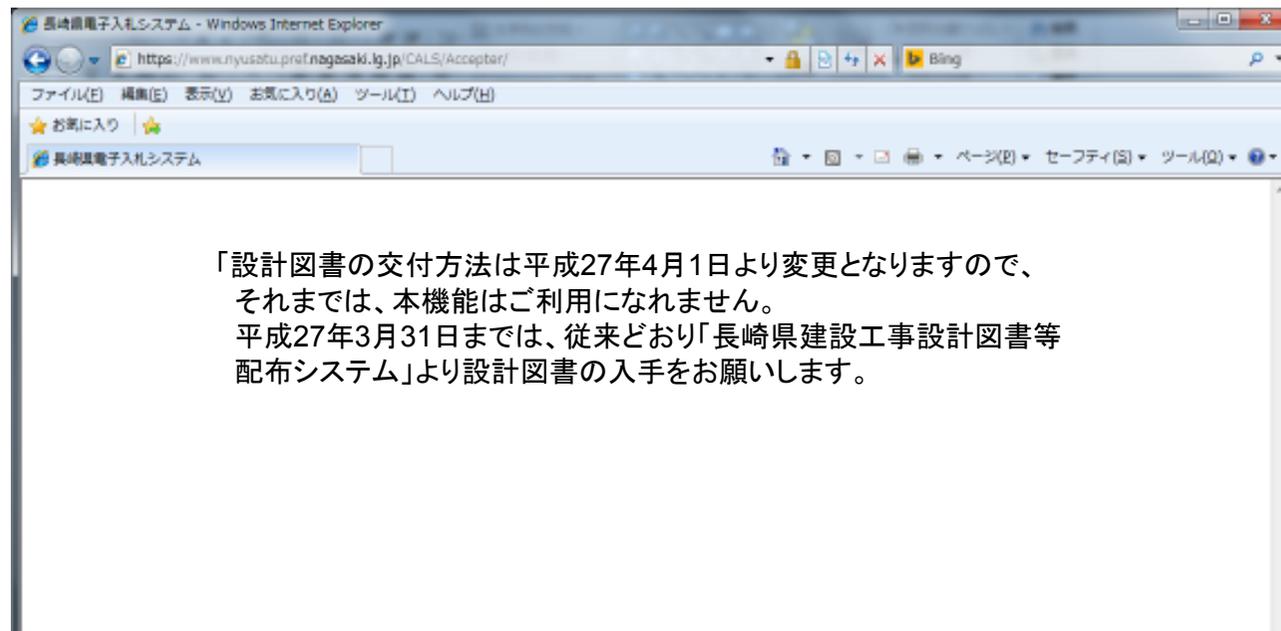
以上が、指名競争入札の場合の設計図書の入手手順となります。

#### 【4. 通信障害による特例】

- 入手方法は原則、ダウンロードのみです。
- 入札参加者側パソコンの通信障害等によりダウンロードができない場合は、発注機関にて設計図書を交付しますので、発注機関に電話連絡の上、ご来所をお願いします。
- 発注機関窓口での交付期限も、公告日もしくは入札執行通知日から入札書投函開始日の直前の開庁日の17時までですが、**期限間際に連絡を受けても交付できない場合がありますので、設計図書は早目に入手をお願いします。**

## 【5. 暫定版画面の表示】

○2月中旬以降の電子入札システムの対象画面には【設計図書】ボタンが表示されますが、新しい設計図書交付システムは、平成27年4月1日以降の公告または入札執行通知を行う工事が対象ですので、【設計図書】ボタンをクリックするの、下記のようなお知らせ画面が表示されます。



# お知らせ

## ※電子入札システムの改修について

- 平成27年4月1日から、設計図書等（参考資料を含む）に対する質問の回答を、電子入札システムで行う予定です。
- 詳細については、後日、長崎県電子入札ホームページやメールなどで、お知らせします。

# 長崎県建設工事共通仕様書の 改定について

- ・施工体制台帳、施工計画書について

平成27年2月

長崎県土木部建設企画課

新(平成27年度)	旧(平成26年度)
<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事概要</li> <li>(2) 計画工程表</li> <li>(3) 現場組織表</li> <li>(4) 安全管理</li> <li>(5) 指定機械</li> <li>(6) 主要資材</li> <li>(7) 施工方法(主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む)</li> <li>(8) 施工管理計画(施工管理担当者氏名を含む)</li> <li>(9) 緊急時の体制及び対応</li> <li>(10) 交通管理</li> <li>(11) 環境対策</li> <li>(12) <b>現場の就業時間</b></li> <li>(13) <b>現場作業環境の整備</b></li> <li>(14) <b>再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</b></li> <li>(15) <b>その他</b></li> </ul>	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事概要</li> <li>(2) 計画工程表</li> <li>(3) 現場組織表</li> <li>(4) 安全管理</li> <li>(5) 指定機械</li> <li>(6) 主要資材</li> <li>(7) 施工方法(主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む)</li> <li>(8) 施工管理計画(施工管理担当者氏名を含む)</li> <li>(9) 緊急時の体制及び対応</li> <li>(10) 交通管理</li> <li>(11) 環境対策</li> <li>(12) <b>現場作業環境の整備</b></li> <li>(13) <b>再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</b></li> <li>(14) <b>その他</b></li> </ul>

# 公共工事における施工体制台帳の作成・提出について

これまで、施工体制を把握するための施工体制台帳は、小規模工事については作成が義務付けられていなかった。

## 公共工事における施工体制台帳制度について（改正前）

- ①作成した施工体制台帳の写しの発注者への提出を義務付け  
（民間工事は、請求があれば発注者へ閲覧。）
- ②施工体制台帳の作成義務は、下請金額が一定以上の工事のみ  
【現行】特定建設業者が元請となる下請契約額が合計3,000万円以上の工事（建築一式工事の場合は4,500万円以上）

## 小規模な維持・修繕工事の増加

### ○公共工事に占める維持・修繕工事の割合（金額ベース）

H14年度：**18%**→H23年度：**28%**

出典：「建設工事施工統計調査」国土交通省

### ○公共工事一件当たりの請負代金額（H20～H24平均）

新設等：7,110万円　維持・補修：**2,850万円**

出典：「建設工事受注動態統計調査」国土交通省

## ○施工体制台帳の主な記載事項

### ■元請企業に関する以下の事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・監理技術者の氏名及び資格等

### ■下請企業に関する以下の事項

- ・商号又は名称及び住所
- ・許可を受けた建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・主任技術者の氏名及び資格等

### <添付書類>

- ・公共工事の場合、契約金額を含む下請契約の契約書の写し等

## 改正法における措置（公布から1年以内に施行）

- 近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）を防止するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出することを求める。  
（＝上記①については変更なし。②について下請金額による下限を撤廃。）

新(平成27年度)	旧(平成26年度)
<p>1-1-13 下請契約書及び下請代金内訳書</p> <p>(1)受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、受注者は、<b>下請契約を締結した</b>場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書(提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの)の写しを添付したものを<b>下請契約締結</b>後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。</p> <p>(2)受注者は、下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人も含む)へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督職員へ提出すること。</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために、<b>下請契約を締結した</b>場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、<b>下請契約を締結した</b>場合には、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、施工体系図「揭示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3. 受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者(監理技術者または主任技術者)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。</p> <p>4. 受注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書並びに施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出並びに揭示物の変更をしなければならない。</p>	<p>1-1-13 下請契約書及び下請代金内訳書</p> <p>(1)受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、受注者は、<b>下請契約の請負代金額が250万円以上</b>の場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書(提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの)の写しを添付したものを<b>下請契約</b>後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。</p> <p>(2)受注者は、下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人も含む)へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督職員へ提出すること。</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上(建設工事が建築一式工事である場合においては、4,500万円以上)になる場合施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。 また、第1項の受注者は、施工体系図「揭示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3. 第1項及び第2項の受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者(監理技術者または主任技術者)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。</p> <p>4. 第1項及び第2項において、提出または揭示するとされた受注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書並びに施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出並びに揭示物の変更をしなければならない。</p>



# 建設工事の入札にかかる 工事費内訳書の提出について

平成27年2月

長崎県 土木部 建設企画課

# 建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布） 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）

## 背景

近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生

→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念

*建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題*

## ダンピング対策の強化として

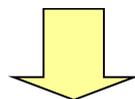
公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認

## 入札金額の内訳書の効果

- ・見積能力のない不良・不適格業者の参入排除
- ・積算もせずダンピング受注を行おうとする業者の排除
- ・談合等の不正行為の排除

## 長崎県の現状【工事費内訳書】

設計金額5千万円（建築一式は6千万円）以上の一般競争入札



入契法の改正において、設計金額に関わらず入札金額の内訳の提出が義務化となったため、現在の工事費内訳書取扱要領を改正する。

## 長崎県における工事費内訳書の提出について

現在：設計金額5千万円以上  
(建築一式は6千万円)の一般競争入札

平成27年4月1日に公告及び入札執行通知をする案件から

金額に関わらず、すべての競争入札において、工事費内訳書を  
入札書投函時に提出 ※落札候補者を確認

### 一部において経過措置を実施

#### <期間>

- ・平成27年4月1日から平成28年3月31日(平成27年度)

#### <内容>

- ・工事費内訳書の審査を行い、内訳書に不備があっても無効としない！！  
【例】入札金額と工事費内訳書の金額が一致しない場合、「値引き」という項目を設定している場合など。

文書  
注意

### 注意

- ・内訳書の未提出・白紙・別工事の内訳書などは、現行どおり無効とする。
- ・経過措置後は、工事費内訳書の審査を行い、内訳書に不備があると、その者が行った入札が無効として取り扱う。

# 経過措置の対象とは・・・

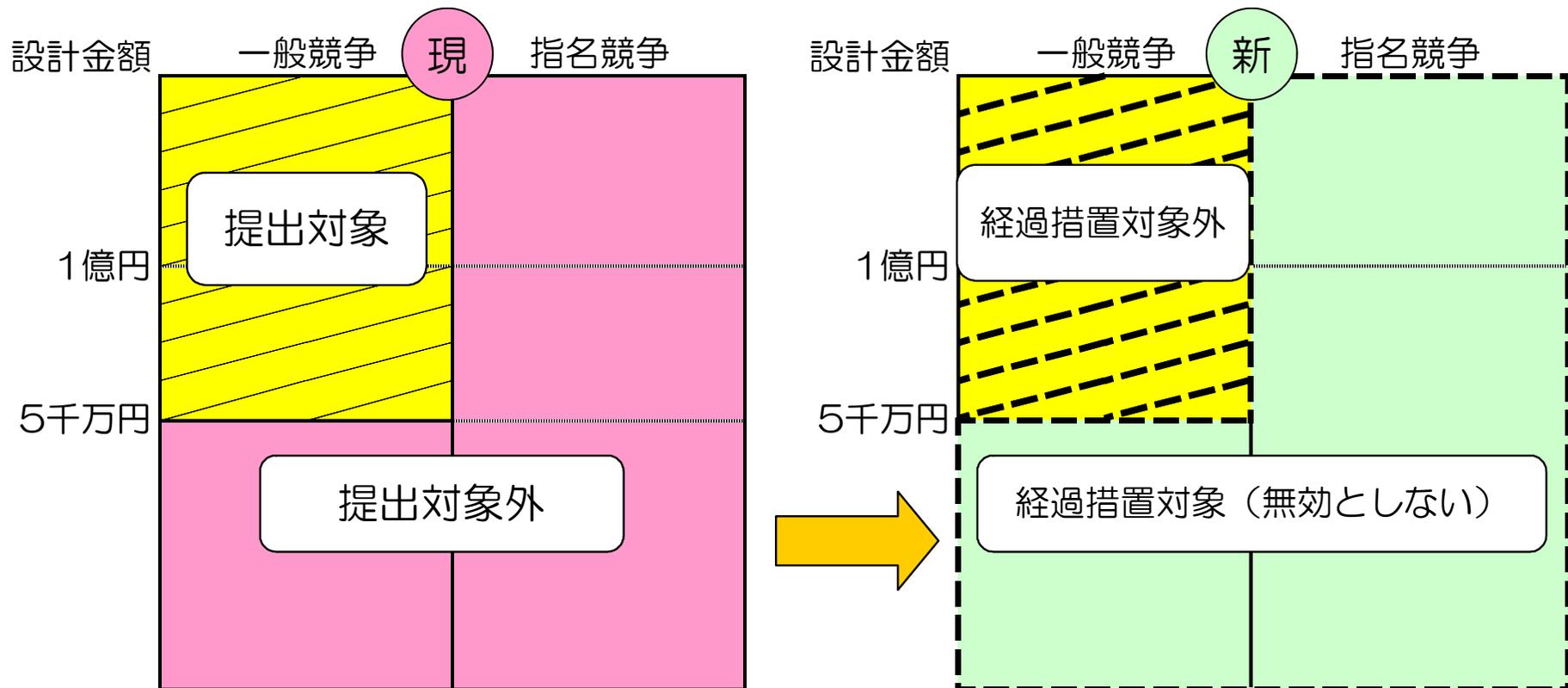
※期間：H27.4.1～H28.3.31

## 経過措置対象外

- 設計金額5千万円（建築一式は6千万円）以上の一般競争入札

## 経過措置対象

- 指名競争入札及び設計金額5千万円（建築一式は6千万円）未満の一般競争入札



## 重要なお知らせ

### 「工事費内訳書取扱要領」の改訂に係る経過措置について

平成27年4月1日対象案件より

落札候補者の工事費内訳書を適切に審査します。

平成28年4月1日全ての競争入札案件より

審査の結果、入札が無効になります。

#### 入札が無効となる工事費内訳書

● 工事費内訳書の合計金額と入札額が一致しない！

● 「値引き」という項目を設け、マイナス計上している！

※「値引き」という項目を設けて積み上げた金額から一括してマイナス計上してはならず、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額(単価)で見積金額を記載してください。

● 数量総括表で一式表示となっていないものの一式表示！

※ただし、営繕工事にあっては、やむを得ない場合に限り認めるものとする。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの対象案件については、内訳書に不備があっても入札は無効にはなりません、注意する旨の連絡があります。平成28年4月1日からは全ての競争入札案件で内訳書の審査の結果、不備がある場合、入札が無効となりますのでご注意ください。

#### 注意

なお、今回の経過措置にかかる対象案件とは、「指名競争入札及び設計金額5,000万円(建築一式は6,000万円)未満の一般競争入札」です。その他の案件については現行のとおり審査の結果、不備のある工事費内訳書については無効となります。

GALS/EG - Microsoft Internet Explorer

長崎県 2011年04月12日 15時24分 CALS/EC 電子入札システム

入札情報サービス 電子入札システム 検証機能 説明要求

### 入札書

発注者名称等	テスト長崎県知事 ○○○○
調達案件番号	00010800000808020110001
工事/委託番号	23県改 第1号
調達案件名称	県道23号道路改良工事
工事場所	長崎市江戸町
工事日数等	200 日間
執行回数	1 回目
締切日時	平成23年05月10日 17時00分

入札金額[半角で入力してください]

(入力欄) (表示欄)

35000000	円(税抜き)	35,000,000 円(税抜き)
		3500万 円(税抜き)

D:\MyDocuments\電子入札 内訳書追加 表示 D:\MyDocuments\参照...

※ 添付資料の送付可能サイズは2MB以内です。  
 添付可能なファイルは1ファイルのみです。  
 尚、添付ファイルは、ウイルスチェックを最新版のチェックデータで行って下さい。  
 添付済みのファイルに別のファイルを添付すると上書きされます。

(以下付加情報)

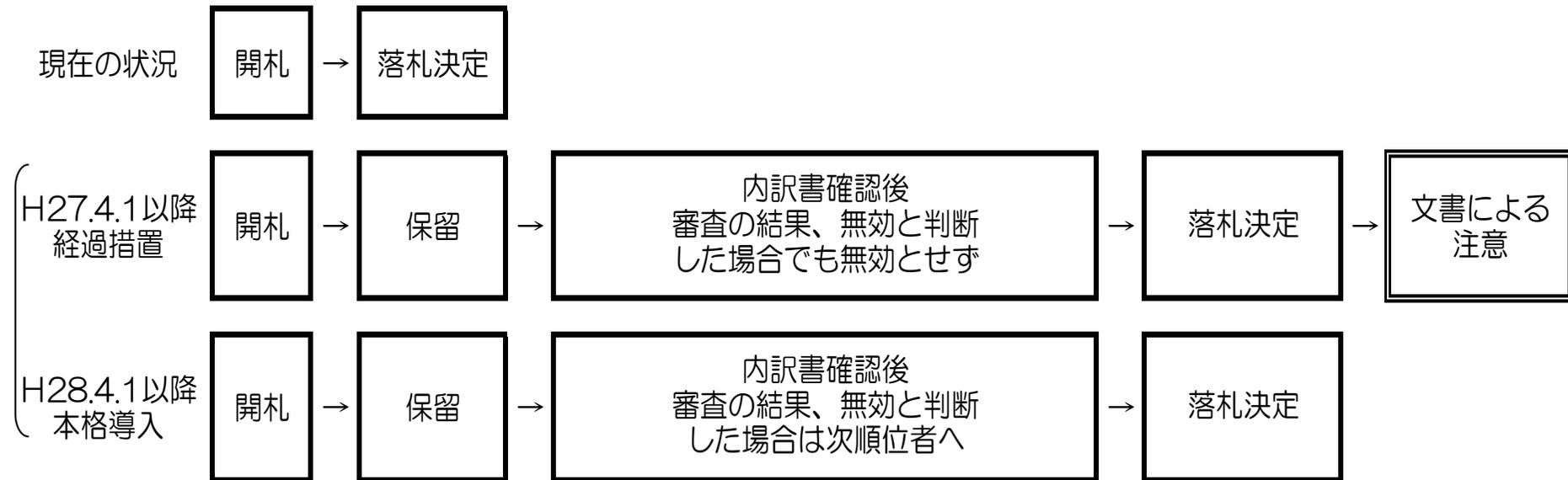
商号又は名称	(有)申請建設
代表者氏名	申請 代表
< 連絡先 >	
連絡先名称	本社
連絡先氏名	申請 代表
連絡先住所	長崎市江戸町13番
連絡先電話番号	0956-55-5555
連絡先E-Mail	nagasaki-nyusatu-ho@desk@ma.pref.nagasaki.jp

提出内容確認 戻る

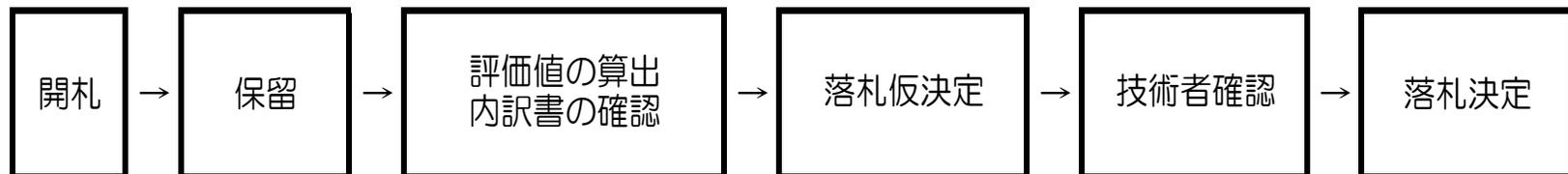
・入札書の提出画面において、こちらから内訳書を提出することになります！

# 工事費内訳書確認の事務フロー

## ●指名競争入札



## ●一般競争入札（事前審査型・総合評価落札方式：1億円以上）





# 最後に

- 金額に関わらず、競争入札においては工事費内訳書の提出が義務化！
- 平成27年度においては経過措置を実施！
- 経過措置の対象は「指名競争入札及び設計金額5千万円未満の一般競争入札」

# 建設業法令遵守について

平成 27 年 2 月

長崎県土木部

# 品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

## 品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

### <目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

#### ■ 基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等



基本理念を実現するため

#### ■ 発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例） 予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

#### ■ 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正



### 品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

#### <建設業法等の一部を改正する法律>

## 入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

### <目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的な措置を規定

#### ■ ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

#### ■ 契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

## 建設業法の改正

### <目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

#### ■ 建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

#### ■ 適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備



## 解体工事業の新設に伴う経過措置等について

○施行日（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）  
公布日から**2年**以内で政令で定める日（平成28年度メドに開始）

### ○経過措置

①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間**（**公布日から計5年間**程度）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。

（当該建設業者は、この経過措置期間中（公布日から5年間程度）とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能。）

②施行日前のとび・土工工事業に係る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなす。

※技術者資格（実務経験の取扱いを含む。）については、今後検討。

# 建設業からの暴力団排除の徹底について

これまでも、許可や許可の更新の段階においては、役員に暴力団員がいる場合等には許可をしないなどの対応をとっているところ。

## 現行法における課題

- 許可の欠格要件や取消事由に明確には位置づけられていない。  
→ 許可後に暴力団員が役員に入った場合などには、取消ができない。
- 元暴力団員が排除の対象となっていない。  
→ 偽装離脱した暴力団員を排除できない。
- 欠格要件等の対象となる「役員」が取締役等に限られている。  
→ 相談役や顧問に暴力団員がいても不許可や取消ができない。

【参考】「世界一安全な日本」創造戦略  
(平成25年12月10日閣議決定)

### Ⅲ 4 (1) 暴力団対策等の推進・強化

- ④ 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底  
暴力団が介入し、資金獲得を図っている業の  
許認可要件に暴力団排除条項を導入するほか、  
東日本大震災からの復旧・復興事業、2020年オリ  
ンピック・パラリンピック東京大会開催に向  
けた施設整備事業等を含めた、国及び地方公共  
団体のあらゆる公共事業等の入札・契約から、  
暴力団の排除を徹底する。

## 改正法における措置（公布から1年以内に施行）

- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件及び取消事由に、以下を追加。
  - ① 暴力団員（役員等がこれに該当する場合を含む。）
  - ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）
  - ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件や許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」の範囲を拡大し、取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者も含める。
- 公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合、発注者から、当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁への通報を義務付ける。

※詳細は、警察等の関係機関との調整の上、省令又は通知にて明確化の予定

## 目 次

### 【元請・下請間における建設業法令遵守について】

#### 請負契約上の法令遵守事項

1 . 見積条件の提示-----	1
2 . 書面による契約締結-----	2
2 - 1 . 当初契約-----	2
2 - 2 . 追加工事等に伴う追加・変更契約-----	3
2 - 3 . 工期変更に伴う変更契約-----	4
3 . 不当に低い請負代金-----	4
4 . 指値発注-----	4
5 . 不当な使用材料等の購入強制-----	5
6 . やり直し工事-----	5
7 . 赤伝処理-----	5
8 . 工期-----	6
9 . 支払保留-----	6
10 . 長期手形-----	7
11 . 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存-----	8

#### 工事現場における法令遵守事項

1 . 工事現場への主任技術者・監理技術者の配置-----	10
2 . 主任技術者・監理技術者の専任が必要な工事-----	10
3 . 専門技術者の配置が必要な工事-----	11
4 . JV工事における技術者配置-----	12
5 . 一括下請負の禁止-----	13
6 . 無許可業者に下請負する場合の制限-----	14
7 . 監理技術者資格者証-----	15
8 . 施工体制台帳・施工体系図の作成が必要となる工事-----	15
9 . 特定建設業者に課せられる下請負人に対する指導義務-----	16

#### 建設業法に違反すると

1 . 建設業法の目的-----	17
2 . 違法行為発生 of 3 要因-----	17
3 . 監督処分-----	17

#### 関係法令等

1 . 独占禁止法との関係-----	19
2 . 労働者派遣法-----	19
3 . 下請代金等未払認定制度-----	19
4 . 参考となるホームページのURL-----	20
社会保険等未加入対策について-----	21

## 請負契約上の法令遵守事項

### 1. 見積条件の提示

見積条件は、工事内容・工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければなりません

建設業法 第20条第3項

- ・ 契約書に記載することを義務付けられている事項（14項目）のうち請負代金の額を除くすべての事項についての提示が必要です。
- ・ 工事内容について、最低限明示すべき事項は次のとおりです。

工事名称	見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
施工場所	
設計図書（数量等を含む）	施工環境、施工制約に関する事項
下請工事の責任施工範囲	材料費、 <b>労働災害防止対策</b> 、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項
下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程	

（法令違反のおそれがある事例）

- ・ 不明確な工事内容の提示等により下請負人に見積りを行わせた

下請負人が見積りをするために必要な一定の期間を設けなければなりません

建設業法 第20条第3項、建設業法施行令 第6条

下請工事の予定価格の額	見積期間
500万円に満たない工事	中 1日以上
500万円以上5,000万円に満たない工事	中 10日以上
5,000万円以上の工事	中 15日以上

予定価格が、の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、5日以内に限り短縮することができます。

（法令違反となる事例）

- ・ 法令で定められた見積期間より短い期間で下請負人に見積りを行わせた

## 2 . 書面による契約締結

### 2 - 1 当初契約

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、着工前に相互に交付しなければなりません

建設業法 第19条第1項

( 法令違反となる事例 )

- ・ 下請工事に関し、書面による契約を行わなかった
- ・ 工事着手後又は工事終了後に書面契約を相互に交付した

契約書には建設業法で定める一定の事項（14項目）を記載することが必要です

建設業法 第19条第1項

契約書に記載しておかなければならない重要事項14項目

工事内容（ 工事一式といった曖昧な記載は避けましょう。 ）
請負代金の額
工事着手の時期及び工事完成の時期
請負代金の全部又は一部の前払金又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
契約に関する紛争の解決方法

一定規模以上の解体工事等、**建設リサイクル法**（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）対象工事は、さらに以下の事項の記載が必要です。

分別解体等の方法
解体工事に要する費用
再資源化等をするための施設の名称及び所在地
再資源化等に要する費用

#### 契約書の作成方法

公共工事・民間工事とも契約内容を次のいずれかの**書面**で作成してください。

契約書
注文書・注文請書 + 基本契約書
注文書・注文請書 + 基本契約約款

（注）重要記載事項 1 4 項目は必ず記載してください。

## 2 - 2 追加工事等に伴う追加・変更契約

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です

建設業法 第19条第2項

- ・ 追加・変更契約を行う場合でも、追加・変更工事の開始に先立ち、当初契約を締結した際と同様にその変更内容を**書面**に記載し、署名及び記名押印して**相互に交付**しなければなりません。
- ・ 追加工事等の内容が直ちに確定できない場合の対応  
工事状況により、直ちに確定できない場合は、以下の ~ のすべての事項を記載した**書面**を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行いましょう。

追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容  
当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更等を行う時期  
追加工事等に係る契約単価の額

#### （法令違反となる事例）

- ・ 追加工事又は変更工事が発生したが、**書面**による変更契約を行わなかった
- ・ 追加工事等の施工を指示したが、発注者との契約変更手続きが未了であることを理由として、下請契約の変更に応じなかった
- ・ 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請工事の工期が当初契約の工期より短くなり、残された工期内に工事を完了させるため労働者の増員等が必要となった場合に、下請負人との協議にも応じず、元請負人の一方的な都合により変更の契約締結を行わなかった

## 2 - 3 工期変更に伴う変更契約

工期変更により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です

建設業法 第19条第2項

(法令違反となる事例)

- ・ 工期の変更に伴い下請工事の費用が増加したが、書面による契約を行わなかった

## 3 . 不当に低い請負代金

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません

建設業法 第19条の3

(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した
- ・ 契約を締結しない場合には今後の取引において不利な取扱いをする可能性がある旨を示唆して、下請負人との従来の取引価格を大幅に下回る額で、下請契約を締結した
- ・ 下請代金の増額に応じることなく、下請負人に対し追加工事を施工させた
- ・ 契約後に、取り決めた請負代金を一方的に減額した

## 4 . 指値発注

一方的に決めた請負代金の額を提示(指値)し、その額で請負契約を締結してはいけません

建設業法 第19条第1項、第19条の3、第20条第3項

(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結した
- ・ 合理的証拠がないにもかかわらず、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した
- ・ 複数の下請負人から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に下請代金の額として決定し、その額で下請契約を締結した

(法令違反となる事例)

- ・ 元請下請間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事を着手させ、協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した
- ・ 見積りを行うための期間を設けることなく、自らの予算額を提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結した

## 5. 不当な使用材料等の購入強制

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません

建設業法 第19条の4

(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 下請契約の締結後に、下請工事に使用する資材・購入先等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった
- ・ 下請契約の締結後、元請負人が指定した資材等を購入させたことにより、下請負人が既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり金銭面及び信用面における損害を受け、その結果、従来から継続的取引関係にあった販売店との取引関係が悪化した

## 6. やり直し工事

下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合には、元請下請間で十分な協議を行う必要があります

建設業法 第19条第2項、第19条の3

(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた

## 7. 赤伝処理

元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません

建設業法 第19条、第19条の3、第20条第3項

(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 下請代金の支払の際、一方的に提供、貸与した安全衛生保護具等の費用、施工に伴い発生した建設廃棄物の処理費用、銀行振込手数料等を一方的に下請代金から差し引いた
- ・ 下請代金の支払の際、下請負人が使用した駐車場や宿舍使用料等を実際にかかった金額より過大に差し引いた
- ・ 建設廃棄物の発生がない下請工事の下請負人から、建設廃棄物の処理費用との名目で、一定額を下請代金から差し引いた
- ・ 元請負人の販売促進名目の協力費等、差し引く根拠が不明確な費用を、下請代金から差し引いた
- ・ 元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別の専門工事業者に行わせ、その費用を一方的に下請代金から差し引いた

## 8 . 工期

工期に変更が生じた場合には、当初契約と同様に変更契約を締結することが必要です

建設業法 第19条第2項、第19条の3

(法令違反のおそれがある事例)

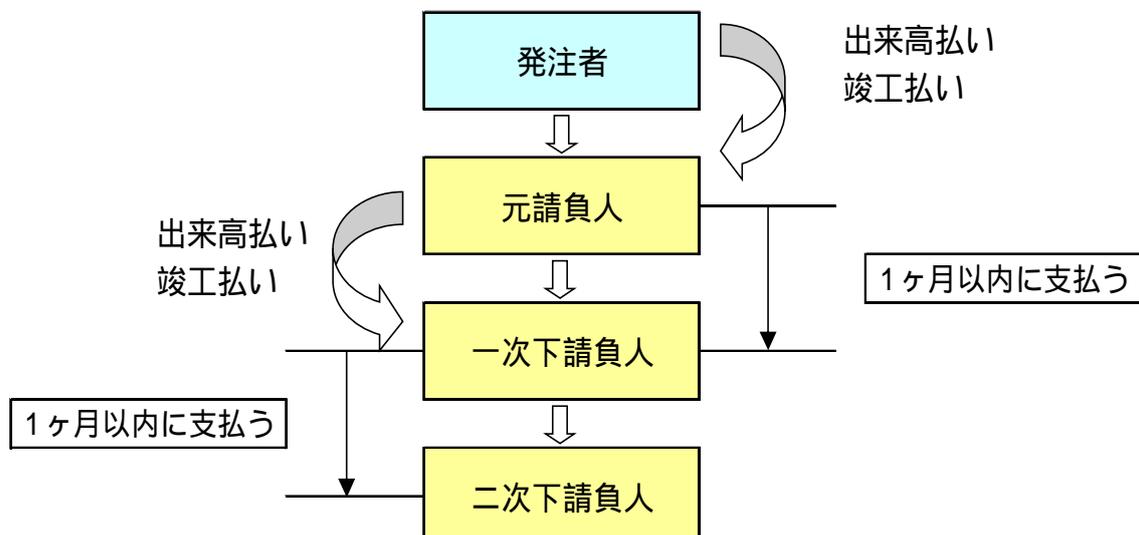
- ・ 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人の工期が短縮されたことにより発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた
- ・ 元請負人の不十分な施工管理等により下請工事の工期が不足した場合に、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結した費用を一方的に下請負人に負担させた
- ・ 元請負人の都合により、下請工事が一時中断され、工期を延長した場合において、その間も元請負人の指示により下請負人が重機等を現場に待機させ、又は技術者等を確保していたにもかかわらず、これらに伴って発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた

## 9 . 支払保留

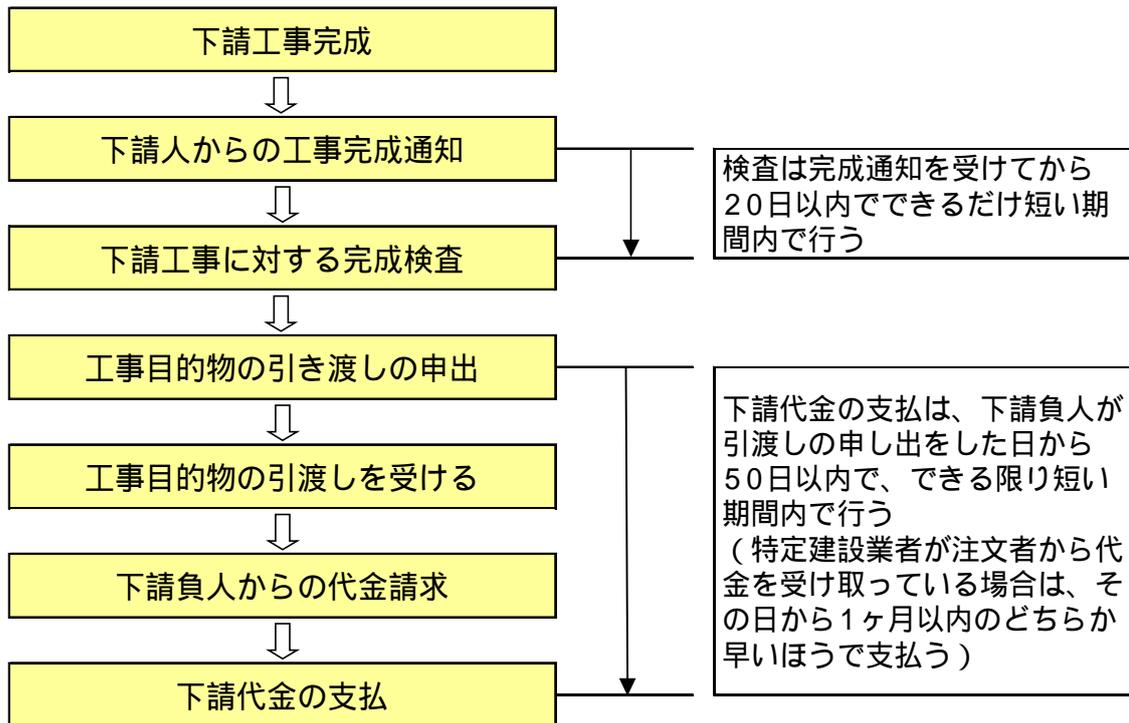
- ・ 注文者から代金の支払を受けた時は、下請負人に対して、1ヶ月以内に、かつできるだけ早く、請負代金を支払わなければなりません
- ・ 特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡の申し出があつてから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません

建設業法 第24条の3、第24条の5

【上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けた場合】



【特定建設業者が資本金4,000万円未満の一般建設業者に下請負させた場合】



(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 工事目的物の検査、引渡しを終了後、下請負人に対し、長期間にわたり**保留金**として下請代金の一部を支払わない
- ・ 建設工事前工程である基礎工事、土工事、鉄筋工事等について、それぞれの工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを完了したが、工事全体が終了（発注者への完成引渡しが終了）するまでの長期間にわたり**保留金**として下請代金の一部を支払わない
- ・ 工事全体が終了したにもかかわらず、元請負人が他の工事現場まで**保留金**を持ち越した

## 10. 長期手形

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはなりません

建設業法 第24条の5第3項

(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 特定建設業者である元請負人が、120日を超える割引困難な**長期手形**により下請代金を支払った

## 1 1 . 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、営業に関する図書とともに保存しなければなりません

建設業法 第40条の3

### 帳簿の保存義務

営業所ごとに、帳簿を備え、**10年間**又は**5年間**保存することが必要  
(発注者と締結した住宅を新築する建設工事にかかるものは**10年間**、それ以外は**5年間**)

建設業法施行規則 第28条第1項

### 帳簿の記載事項

営業所の代表者の氏名、営業所の代表者となった年月日
注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項 ・ 請け負った建設工事の名称及び工事現場の所在地 ・ 注文者と請負契約を締結した年月日 ・ 注文者の商号・名称(氏名)、住所、許可番号 ・ 請け負った建設工事の完成を確認するための検査が完了した年月日 ・ 工事目的物を注文者に引渡した年月日
発注者(宅地建物取引業者を除く。)と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する事項 ・ 当該住宅の床面積 ・ 建設瑕疵負担割合(発注者と複数の建設業者の間で請負契約が締結された場合) ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人の名称(資力確保措置を保険により行った場合)
下請負人と締結した下請契約に関する事項 ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地 ・ 下請負人と下請契約を締結した年月日 ・ 下請負人の商号・名称、住所、許可番号 ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日 ・ 下請工事の目的物について下請人から引渡しを受けた年月日
特定建設業者が注文者となって資本金4,000万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結したときは、上記の記載事項に加え、以下の事項 ・ 支払った下請金額の額、支払年月日及び支払手段 ・ 支払手形を交付したとき---その手形の金額、交付年月日及び手形の満期 ・ 下請代金の一部を支払ったとき---その後の下請代金の残額 ・ 遅延利息を支払ったとき---その額及び支払年月日

建設業法施行規則 第26条第1項

## 帳簿に添付しなければならない書類

契約書若しくはその写し又はその電磁的記録
特定建設業者が注文者となって資本金4,000万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結した場合は、下請負人に支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写しを添付
特定建設業者が元請工事について、3,000万円（建築一式工事の場合4,500万円。一次下請負人への下請代金の総額で判断。）以上の下請契約を締結した場合は、工事完成後に施工体制台帳のうち以下に掲げる事項が記載された部分を添付

- ・ 自社が実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名及びその有する監理技術者資格
- ・ 自社が監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
- ・ 下請負人の商号又は名称及び許可番号
- ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
- ・ 下請負人が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
- ・ 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

建設業法施行規則第26条第2項、第3項、第6項

## 保存義務のある営業に関する図書

完成図（建設業者が作成した場合又は発注者から受領した場合のみ。）
工事内容に関する発注者との打ち合わせ記録（相互に交付したものに限る。）
施工体系図（発注者から直接請け負った建設工事について、3,000万円（建築一式工事の場合4,500万円。）一次下請負人への下請代金の総額で判断。）以上の下請契約を締結した特定建設業者の場合のみ。

建設業法施行規則第26条第5項、第8項、第28条第2項

発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、営業に関する図書を10年間保存することが必要です。

上記の帳簿・図書は電磁的記録によることも可能。

（法令違反となる事例）

- ・ 建設業を営む営業所に帳簿及び添付書類が備付けられていなかった
- ・ 帳簿及び添付書類は備付けられていたが、5年間保存されていなかった
- ・ 発注者から直接請け負った建設工事の完成図書の営業に関する図書が、10年間保存されていなかった

## 工事現場における法令遵守事項

### 1. 工事現場への主任技術者・監理技術者の配置

工事現場には主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません

建設業法 第26条第1項、第2項

#### 主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。

#### 監理技術者

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければなりません。

主任技術者及び監理技術者については、工事を請け負った建設業者との直接かつ恒常的な雇用関係が必要です。

違反した場合 15日以上の営業停止処分

### 2. 主任技術者・監理技術者の専任が必要な工事

個人住宅を除くほとんどの工事では、請負代金が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上の工事に係る主任技術者又は監理技術者は、その工事現場に専任しなければなりません

建設業法 第26条第3項、建設業法施行令 第27条

「主任技術者又は監理技術者の専任が求められる工事」とは

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事1件の請負代金の額が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上のものと定められています。発注者が公共機関でない、いわゆる民間工事が含まれており、個人住宅を除くほとんどの工事がその対象となっています。なお、注文者が材料を提供する場合には、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の額に加えた額で判断します。

「営業所の専任技術者」は、専任を要する現場の主任技術者又は監理技術者になることはできません

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積り等）を行うことがその職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、所属営業所の近隣工事の主任技術者等との兼務が前述の職務を適正に遂行できる範囲で可能な場合には現場の技術者となることもできますが、近隣工事であっても工事現場への専任を要する工事の主任技術者等と兼務することはできません。

違反した場合 指示処分 指示処分に従わない場合  
7日以上営業停止処分

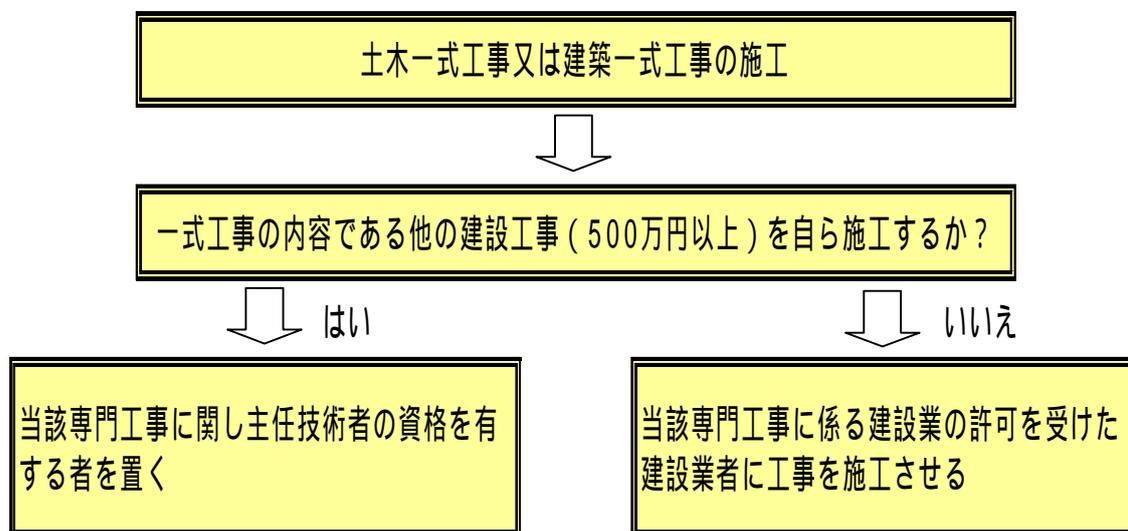
### 3. 専門技術者の配置が必要な工事

「一式工事に含まれる専門工事」又は「附帯工事」を自ら施工する場合には「専門技術者」を配置しなければなりません

建設業法 第26条の2、第4条

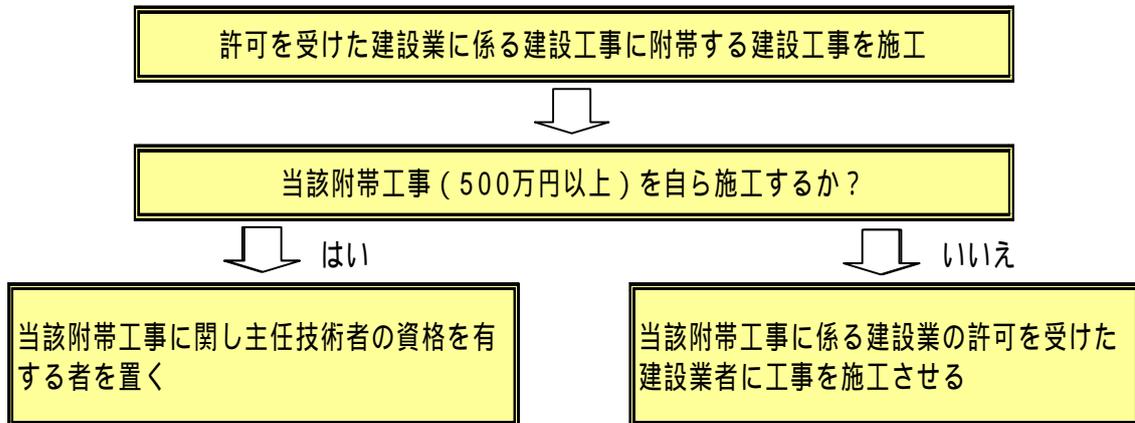
#### 一式工事における「専門技術者」

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の内容である他の建設工事（例えば、住宅建築工事を施工する場合の屋根工事、電気工事等の一式工事の内容となる専門工事）を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。



## 「附帯工事」における専門技術者

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（例えば、建築物の電気配線の改修に伴い、必要が生じた内装仕上工事等）を自ら施工しようとするときは、当該附帯工事の専門技術者を工事現場に置かなければなりません。



## 4. JV工事における技術者配置

**JV（建設工事共同企業体）工事では、すべての構成員が技術者を現場に配置しなければなりません**

建設業法 第26条第1項、第2項及び第3項、監理技術者制度運用マニュアル  
共同企業体運用準則

建設工事は、一つの企業が発注者から請け負うのが通常ですが、複数の企業が共同企業体を結成して請け負う場合もあります。

共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が施工しようとする工事にふさわしい技術者を工事現場に適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければなりません。

上記のことから、複数の企業が共同企業体を結成して建設工事を請け負った工事（建設工事共同企業体工事）を施工する場合には、共同企業体のすべての構成員が、施工方式や下請金額に応じて主任技術者等の技術者を工事現場に配置しなければならないこととしているのです。

共同企業体の方式	
特定建設共同企業体	経常建設共同企業体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定工事の施工を目的として工事毎に結成</li> <li>・ 工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模かつ技術難度の高い工事が対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注機関の入札参加資格審査申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同様に一定期間、有資格業者として登録</li> </ul>

共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率	
特定建設共同企業体	経常建設共同企業体
・ 代表者は、施工能力の大きい者で、出資比率は、構成員中最大	・ 代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定

共同企業体の施工方式と配置技術者	
甲型共同企業体（共同施工方式）	乙型共同企業体（分担施工方式）
・ 全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式	・ 各構成員で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割し、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式
・ 下請契約の額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業者である構成員1社以上が監理技術者を設置	・ 共同企業体工事全体の取り扱いに加えて、分担工事に係る下請契約の額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は監理技術者を設置

## 5. 一括下請負の禁止

一括下請負はしない、させない

建設業法 第22条

### 一括下請負の禁止

- ・ 発注者からの信頼の裏切り
- ・ 中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化
- ・ 商業ブローカー的不良業者の輩出

「下請工事への実質的な関与」が認められるためには

- ・ 自社の技術者が下請工事の

施工計画の作成	完成検査
工程管理	安全管理
出来型・品質管理	下請業者への指導監督

等について、**主体的な役割**を現場で果たしていることが必要

- ・ 発注者から工事を直接請け負った者については、加えて

発注者との協議	官公庁等への届出等
住民への説明	近隣工事との調整

等について、**主体的な役割**を果たすことが必要

## 一括下請負は、公共工事については**全面禁止**、民間工事も**原則禁止**

- ・ 一括下請負は、公共工事については全面禁止されています。
- ・ 民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。なお、平成18年の法改正により、一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設の工事）についても一括下請負が全面禁止されることとなりました。

### 「一括下請負の責任」は注文者も請負者も問われます

- ・ 一括下請負の禁止に違反した場合には、当該下請工事の注文者（元請）だけでなく請負人（下請）も監督処分の対象となります。下請間でも一括下請負は禁止されています。

違反した場合 **15日以上の営業停止処分**

## 6. 無許可業者に下請負する場合の制限

無許可業者に下請代金が500万円以上の建設工事を下請負してはなりません（建築一式工事の場合は1,500万円以上）

建設業法 第3条、28条第1項第6号、建設業法施行令 第1条の2

- ・ 建設業を営む者は、「軽微な建設工事」を請け負うことのみを営業とする者を除き、建設業の許可を受けなければなりません。このことは、発注者から直接請け負う場合でも、他の建設業者から請け負う場合でも変わりはありません。

【軽微な建設工事】とは、工事1件の請負代金の額が

建築一式工事の場合 **1,500万円に満たない工事**又は延べ面積が**150㎡に満たない木造住宅工事**

その他の建設工事の場合 **500万円に満たない工事**

注文者が材料を支給する場合には、請負代金に**支給材料の市場価格（運送賃含む。）を加えた額で判断**します。請負代金の額には、**消費税や地方消費税を含みません。**

なお、同一の無許可業者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負った場合には、各契約の**請負代金の額の合計額で判断**します。

違反した場合 **7日以上の営業停止処分**  
(無許可業者に対しては、**3日以上の営業停止処分**)

## 7. 監理技術者資格者証

監理技術者は、発注者から請求があればその監理技術者資格者証を提示しなければなりません。

建設業法 第26条第4項、第5項、監理技術者制度マニュアル

- ・ 元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と**直接的かつ恒常的な雇用関係**にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。
- ・ 上記により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者証を提示しなければなりません。

 (平成27年4月1日から代金額に関わらず必要)

## 8. 施工体制台帳・施工体系図の作成が必要となる工事

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請代金の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、施工体制台帳・施工体系図を作成し、適切な現場管理を行わなければなりません

建設業法 第24条の7、建設業法施行令 第7条の4  
建設業法施行規則 第14条の2～7

### ・ 「施工体制台帳・施工体系図」を整備しなければならない工事

施工体制台帳等は、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者と一次下請業者との間で締結した「建設工事の請負代金(税込み)」の総額が**3,000万円(ただし、建築一式工事は4,500万円)**以上となった場合に公共工事、民間工事を問わず必ず作成しなければなりません。

一次下請業者への下請代金の総額が**3,000万円(建築一式工事は4,500万円)**以上となる工事を発注者から直接請け負うためには**特定建設業**の許可が必要です。

### ・ 「施工体制台帳・施工体系図」を活用した現場管理を行いましょう

施工体制台帳作成工事においては、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該台帳の作成等を通じて施工体制を的確に把握しなければなりません。

施工体制台帳を機械的に作るだけでなく、下請負人から報告される内容に不備があれば確認を行ったり、末端に至るまでの下請契約を当該下請工事の着工前までに書面で締結させる等、下請負人に対する適切な指導を行うことで、適正な施工体制の確立に努める必要があります。

・ 施工体制台帳の記載内容と添付書類

工事内容と建設業許可 配置技術者の氏名と資格 請負契約関係
(添付書類) 発注者との請負契約書の写し 作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し 下請契約書の写し 1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結したすべての請負契約書の写し
元請監理技術者(専門技術者)関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面(監理技術者資格者証の写し)</li> <li>・ 監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険証等の写し)</li> <li>・ 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面</li> </ul>

違反した場合 7日以上の営業停止処分

9. 特定建設業者に課せられる下請負人に対する指導義務

建設工事の下請負人の法令遵守を徹底するため、特定建設業者は、末端までのすべての下請負人に対する指導業務を適切に行うよう努めなければなりません

建設業法第24条の6、建設業法施行令第7条の3

- ・ 特定建設業者が発注者から直接工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。

直接下請業者だけでなく、工事に携わるすべての下請業者が対象となります。

特定建設業者の責務とは

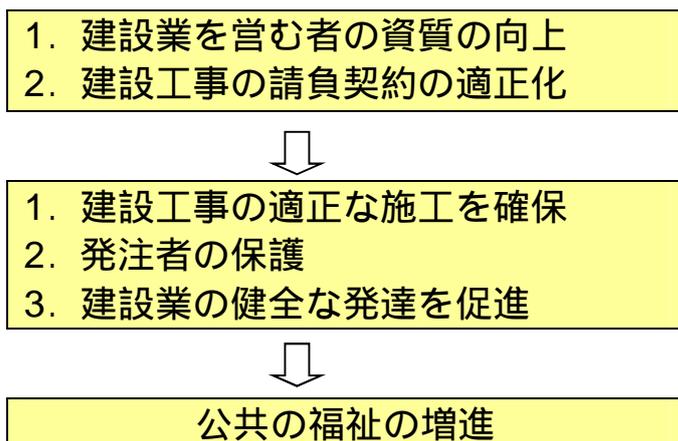
下請業者に法令遵守指導の実施
下請業者の法令違反については是正指導の実施
下請業者が是正しないときの許可行政庁への通報

## 建設業法に違反すると

### 1. 建設業法の目的

建設業法は、建設業を営む者の**資質の向上**、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の**適正な施工**を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の**健全な発達**を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。

(建設業法第1条)



### 2. 違法行為発生の3要因

1. ルールを守る意識（遵法意識）の欠如

2. 従業員にルールを守らせる取り組み（内部統制）の欠如

3. ルールを知らない（法令の不知）

### 3. 監督処分

建設業を営む者（無許可業者を含む）が建設業法や入札契約適正化法に違反すると、建設業法上の**監督処分の対象**となります。

**指示処分（建設業法第28条第1項、第2項）**

建設業法に違反すると、監督行政庁（国土交通大臣（地方整備局等）又は都道府県知事）による**指示処分**の対象になります。

指示処分とは、法令違反や不適正な事実を是正するために、企業がどのようなことをしなければならぬか、監督行政庁が命令するものです。

### 営業停止処分（建設業法第28条第3項）

指示処分に従わないときには、監督行政庁による**営業停止処分**の対象となります。  
一括下請負の禁止規定の違反や**独占禁止法**、**刑法**などの他法令に違反した場合など、その事実において、**情状が重く**、指示処分のみでは十分でない場合や指示処分に従わない場合には、営業停止処分となります。

営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

### 許可取消処分（建設業法第29条）

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の**許可の取消し**が行われます。

一括下請負の禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などで、**情状が特に重い**と判断されると指示処分や営業停止処分なしで、即、許可取消しとなります。

## 関係法令等

### 1. 独占禁止法との関係

建設業法の規定のうち、不公正な取引方法として独占禁止法違反となるものについては、**公正取引委員会**が**排除措置**といった処分を行います。

・ 不当に低い請負代金での契約強制	建設業法第19条の3
・ 不当な使用資材等の購入強制	〃 第19条の4
・ 下請代金の未払い	〃 第24条の3第1項
・ 完成検査、目的物引渡しの未了	〃 第24条の4
・ 特定建設業者の割引困難手形の交付	〃 第24条の5第3項
・ 特定建設業者の下請代金の未払い	〃 第24条の5第4項



建設業法の監督行政庁である国土交通大臣（地方整備局等）又は都道府県知事は、公正取引委員会に対し措置請求ができる（建設業法第42条）

### 2. 労働者派遣法

労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）第4条において、**建設業務については、労働者派遣事業を行ってはならない**と規定されています。

このため、建設業を営む者が自社従業員を建設現場に派遣し、派遣先の指揮命令の下に従事させることは、この規定に違反する可能性があります。

### 3. 下請代金等未払認定制度

下請業者等より未払いの申立等があり、県工事の入札参加資格を有している建設業者が、公共工事等において下請代金等の未払いの事実があると認定された場合、県工事への入札参加を規制する制度を平成21年11月より設けています。

申立件数	14件（うち解決件数 6件）
入札参加規制（実績）	3件

#### 4 . 参考となるホームページのURL

建設業法令遵守ガイドライン（第4版）（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/common/001059098.pdf>

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/common/000170100.pdf>

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/common/000216921.pdf>

地域建設業経営強化融資制度（国土交通省）

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000011.html)

新労務単価フォローアップ相談ダイヤル（国土交通省）

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000204.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000204.html)

建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分の基準（長崎県）

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugyo/kyoka/kantoku.pdf>

下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制に関する取り扱い（長崎県）

[http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~koukei/koukeihan/6simeiteisi/21kenki468\\_sitaukekisei.pdf](http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~koukei/koukeihan/6simeiteisi/21kenki468_sitaukekisei.pdf)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（長崎県）

<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2014/03/1394167468.pdf>

現場代理人の取扱いについて（長崎県）

<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2014/03/1395911195.pdf>

## 社会保険等未加入対策について

### 1. 社会保険等加入義務がある営業所

社会保険や労働保険は、労働者が安心して働くために必要な制度であり、このため、強制加入の方式がとられています。

#### 保険加入義務のある営業所とは

健康保険、厚生年金保険

法人の場合は、すべての事業所

個人経営の場合は、常時5人以上の従業員を使用する事業所

雇用保険

労働者を1人以上雇用する事業所

(個人経営、法人にかかわらず)

### 2. 社会保険等未加入対策

建設産業においては、雇用、医療、年金保険について、未加入の企業が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このような状況を踏まえ、建設産業の関係者を挙げて社会保険未加入問題に対する総合的な対策を進めています。

#### (1) 行政、建設業者団体、関係団体等による推進協議会の設置

社会保険未加入対策を行政、建設業者団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、社会保険未加入対策推進協議会を平成24年5月より設置、開催しています。

#### (2) 建設業許可部局等による社会保険未加入企業への対応

(平成24年7月～)

・ 経営事項審査における保険未加入企業に対する減点幅の拡大

(平成24年11月～)

・ 建設業の許可申請書の添付資料への保険加入状況の追加

・ 施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加

・ 許可時、経営事項審査時等に加入状況を確認、指導

・ 指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

(平成26年度～)

・ 平成26年度からの県工事における入札参加資格要件に保険加入を追加

## 今後の目標（平成29年度～）

- ・「許可業者が100%加入すること」
- ・「未加入者の工事現場からの排除」

### 3．法定福利費の確保

#### （1）行政の取り組み

- ・平成24年4月～

事業者が負担すべき法定福利費相当額（事業主負担分）について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施しています。

- ・平成25年4月～

平成25年度公共工事設計労務単価については、建設作業を担う技能労働者全員が社会保険等に加入するために必要な法定福利費相当分（本人負担分）を反映しています。

前年度と比べ、全国平均で約15%の上昇となっています。

#### （2）建設業界における見積時の法定福利費の明示

平成25年9月26日、第3回社会保険未加入対策推進協議会で、法定福利費が内訳明示された標準見積書の一斉活用の申し合わせを行いました。

#### （申し合わせの内容）

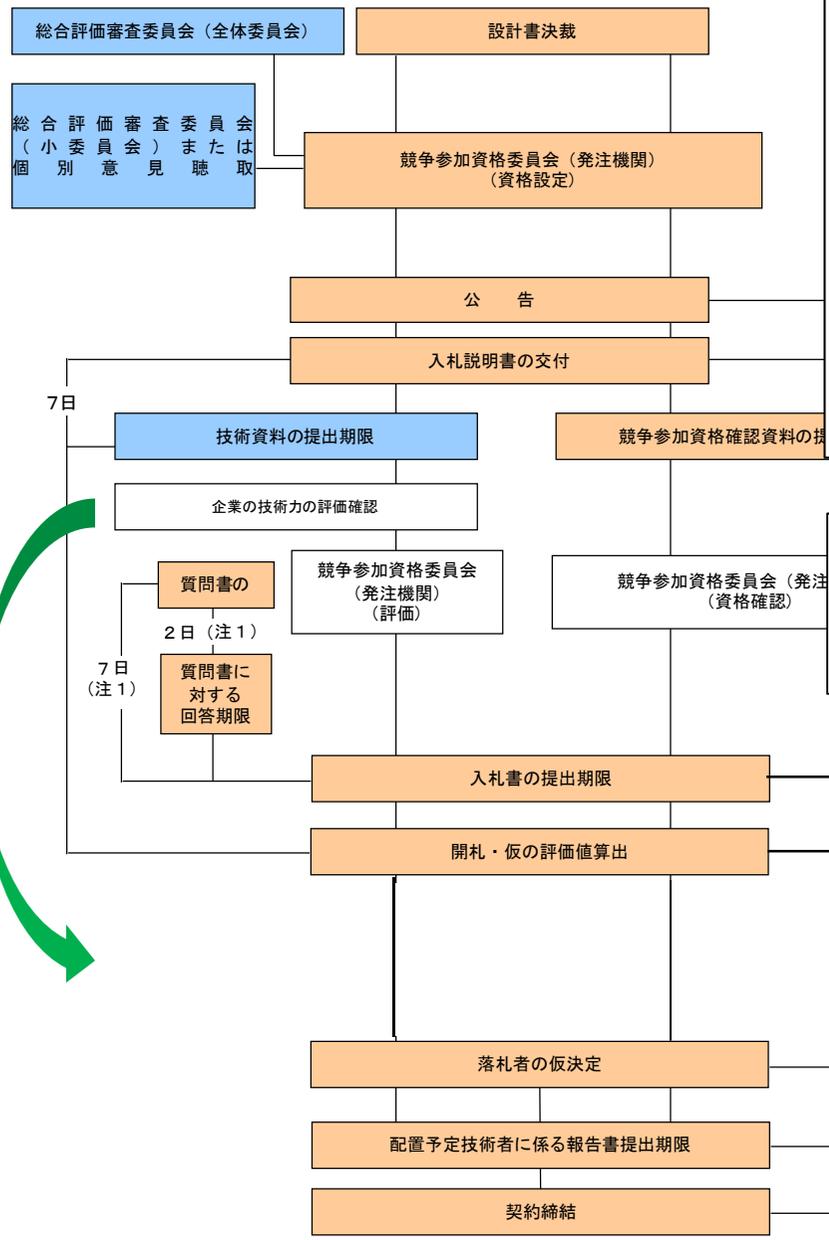
- ・この取組は、元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決していない。
- ・標準見積書の活用等により、法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を一斉に開始する。

# 平成27年度導入予定 総合評価落札制度説明会

平成27年2月  
長崎県土木部建設企画課

# 1. 総合評価落札制度 特別簡易型 【事後評価タイプ】について

# 特別簡易型【事後評価タイプ】とは



## 【概要】

- ・企業の技術力の評価と競争参加資格の確認を開札後に行う。
- ・入札参加者が技術資料と一緒に提出する自己審査表と応札額で仮の順位を決定。
- ・仮の順位が上位（1・2位程度）になった入札参加者の競争参加資格と技術資料を審査し、不備が無ければ落札者の仮決定を行う。
- ・落札者以外の入札参加者の技術資料の審査は行わない。

## 【メリット】

- ・審査にかかる事務作業量の軽減
- ・入札日程の短縮（1～3日）

- ・企業の技術力評価
- ・競争参加資格委員会（資格確認）
- ・競争参加資格委員会（評価）
- 開札後に移動

（注1）日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

## (事後評価タイプの入札日程)

## (通常の特例簡易型の入札日程)

月日	曜	総合評価落札方式				一般競争入札				総合評価落札方式	日数	一般競争入札				日数	全日数
		日数				日数						日数					
26	月																
27	火																
28	水																
29	木																
30	金																
7	1																
2	日																
3	月																
4	火																
5	水																
6	木																
7	金																
8	土																
9	日																
10	月																
11	火																
12	水																
13	木																
14	金																
15	土																
16	日																
17	月																
18	火																
19	水																
20	木																
21	金																
22	土																
23	日																
24	月																
25	火																
26	水																
27	木																
28	金																
29	土																
30	日																
31	月																
8	1																
2	水																
3	木																
4	金																

入札公告

入札公告

技術資料提出期限 競争参加資格申請書提出期限

技術資料提出期限 競争参加資格申請書提出期限

入札書提出開始

(入札説明書への質問書回答期限)

入札書提出期限

(参加資格理由の説明要求期限)

開札

・技術資料の評価  
・競争参加資格の確認  
仮の1位・2位程度のみの審査

(参加資格理由の説明要求回答期限)

競争参加資格委員会

入札書提出開始

落札者仮決定通知

入札書提出期限

開札 落札者仮決定通知

配置予定技術者に係る回答期限 落札者決定通知

配置予定技術者に係る回答期限 落札者決定通知

## 2. 平成27年度総合評価落札制度 改訂について

## 2-1 入札書と技術資料の同時提出試行導入について (特別簡易型対象)





## 2-2 一括審査方式の試行導入について

## 一括審査方式の試行導入について

### 【目的】

- ①技術審査業務の負担軽減
- ②発注者・受注者双方の負担軽減

### 【内容】

- ①複数工事の発注に対して、同一テーマの技術提案と同じ評価内容の技術資料を求める。
- ②入札は、すべての工事または、希望する工事のみ参加が可能。
- ③同日開札で金額が高い工事から評価値が最も高い者に落札決定する。
- ④落札決定した入札参加者は以降の入札は不適合とする。

### 【実施方針】

- ①発注時期が近く、同一管内で発注する工事で、工事内容が類似している複数工事を実施
- ②H26の今後発注する工事から適用
- ③効果の検証を行い、制度検討委員会に報告

## 【イメージ図】

工事 開札順番 業者	①工事 1番目	②工事 2番目	③工事 3番目	④工事 4番目
	↓ 評価順位	↓ 評価順位	↓ 評価順位	↓ 評価順位
A	4位	3位	2位	落札決定 1位
B	落札決定 1位	不適格	不適格	不適格
C	3位	2位	落札決定 1位	不適格
D	2位	落札決定 1位	不適格	不適格
E ⋮	5位	4位	3位	2位

同一の技術提案  
同一の評価内容  
を受付ける

## 2-3 若手技術者育成型の見直しについて

# 見直しのポイント

- 名称を「若手技術者育成型」から「担い手育成型」に変更
- 現場指導員の制度を廃止し、指導方法等については落札者に一任する。(施工計画書等で確認)
- 配置予定技術者の年齢・性別による加点を行い、若手技術者・女性技術者の参入を促す(35歳未満又は45歳未満の女性／35歳以上～40歳未満/40歳以上～45歳未満/45歳以上で区分)。
- 経験が浅い若手や女性に若干のアドバンテージがあるように配点。

# 平成27年度配点(案)

工事種別	年 度	評価項目及び配点																				加算点 合計				
		施 工 計 画	配置予定技術者					企業の施工能力																		
			技術者の 施工実績	配置 予定 技術 者の 年齢・ 性別	資 格	計	企業の実績関係								地域要件					労務賃金の 支払い	下請け 回数 の 取 組 み		従 業 員 数	計		
							企業 の 施 工 実 績	工 事 成 績	施 工 実 績 件 数	工 事 表 彰	年 間 受 注 高 の 状 況	C P D S	基 幹 技 能 者 の 配 置	小 計	工 事 実 施 体 制 拠 点	地 域 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 A	社 会 貢 献 活 動 B	小 計							
陸上 工事	現行	4	0.7			0.7	1.4	0.9	0.4		0.2	0.5			2	1.1		0.5		1.6	0.5	0.5		4.6	10.0	
	改定案	4	0.3			0.7	0.4	1.4	0.9	0.4		0.2	0.5			2	1.1		0.5		1.6	0.5	0.5		4.6	10.0
		4	0.3			0.7	0.4		0.9	0.4		0.2	0.5				1.1		0.5			0.5	0.5			
		0	0	0	0	0		0	0		0	0				0		0			0	0				

# 添付書類の注意点

氏名 [REDACTED] 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生 本籍長崎県  
 住所 長崎県 [REDACTED]  
 初回交付平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 交付平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日  
 交付番号 第 [REDACTED] 号  
**監理技術者資格者証**  
 平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 まで有効  
 国土交通大臣指定資格者証交付機関  
 財団法人 建設業技術者センター理事長 [REDACTED]  
 所屬建設業者 [REDACTED] 有する一連施 資格  
 建設業の種類 土建大左と石屋電管夕鋼筋舗め板が塗防内機絶通園井具水消清  
 有・無 0111111001110011111010001000

健康保険 本人(被保険者) 00230  
 被保険者証 平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日交付  
 記号 [REDACTED] 番号 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED]  
 生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 性別 男  
 資格取得年月日 平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日  
 事業所所在地 [REDACTED]  
 事業所名称 [REDACTED]  
 保険者番号 [REDACTED]  
 保険者名称 全国健康保険協会 長崎支部  
 保険者所在地 長崎市方町3-5

備考  
 記載事項変更 [REDACTED] 国土交通大臣 [REDACTED] 号 [REDACTED]  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

注意事項 診療を受けようとするときには、この証をその都度保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所 \_\_\_\_\_  
 備考 \_\_\_\_\_

※ 以下の欄は臓器提供に関する意思を表示する欄として使用できます。記入する場合は、該当する1~3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい。

- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
 (×をつけた臓器は提供しません。)  
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他 ( )
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
 (×をつけた臓器は提供しません。)  
 腎臓・膵臓・眼球・その他 ( )
- 私は、臓器を提供しません。

〔自筆署名〕 \_\_\_\_\_ 〔署名年月日〕 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

監理技術者証及び保険証の写しを添付(年齢・性別を判断)

# 施工計画作成の注意点

- 施工計画≠技術提案  
施工計画には、公告文に記載された現場条件や実際の現場を確認したうえで、落札後に提出する「施工計画書」に記載する内容程度のことを記載する。（技術提案のように追加で経費がかかるようなことは求めていない）
- 現場条件に即した内容を記載する  
公告文に記載された現場条件に関係がある内容を記載する。内容によっては、実施する内容だけでは判断できない場合もあるので、与えられた現場条件から考えられる懸案事項も記入した上で、その対策を記載する。

## 2-4 工事成績・表彰の評価期間 見直しについて

## 配置予定技術者の工事成績評定評価期間の見直しについて

### 【見直し内容】

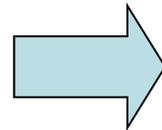
配置予定技術者の工事成績評定評価期間について直前5カ年の最高点から直近までの最高点に変更する。

### 【効果】

公告日直近の工事成績が評価に反映されることで、技術者の努力がすぐに総合評価の評価に反映され、技術者の意欲向上・工事の品質向上が期待される。

### 平成26年度までの例

平成21年度から平成25年度に完成した公共工事で、配置予定技術者が元請の主任(監理)技術者として従事した土木一式工事の工事成績評定の最高点とする。



### 平成27年度からの例

平成23年度以降に完成した公共工事で、配置予定技術者が元請の主任(監理)技術者として従事した土木一式工事の工事成績評定の最高点とする。

(当該年度も含む5カ年)

※技術資料提出期限日までに届いている「工事成績評定通知書」の添付が必須

## 配置予定技術者・企業の表彰評定評価期間の見直しについて

### 【見直し内容】

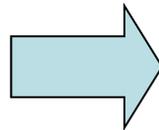
配置予定技術者・企業の表彰評定評価期間について直前10カ年の受賞履歴から直近までの受賞履歴に変更する。

### 【効果】

公告日直近の受賞履歴が評価に反映されることで、技術者の努力がすぐに総合評価の評価に反映され、技術者の意欲向上・工事の品質向上が期待される。

### 平成26年度までの例

平成16年度から平成25年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受賞しているものとする。



### 平成27年度からの例

平成18年度以降、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受賞しているものとする。

(当該年度も含む10カ年)

※技術資料提出期限日までに表彰を受けている実績が必須

## 2-5 配置予定技術者の実績評価方法 の明確化について

## 配置予定技術者の実績評価方法の明確化について

### 【内容】

配置予定技術者の能力のうち同種・類似の実績として評価を行う工事の従事期間が工期と同一でない場合、**工期の1/2より長い期間従事しているもののみ**を評価の対象とする。また、同種工事又は類似工事として申請があった工事で従事期間が1/2以下の場合には、「実績なし」とする。

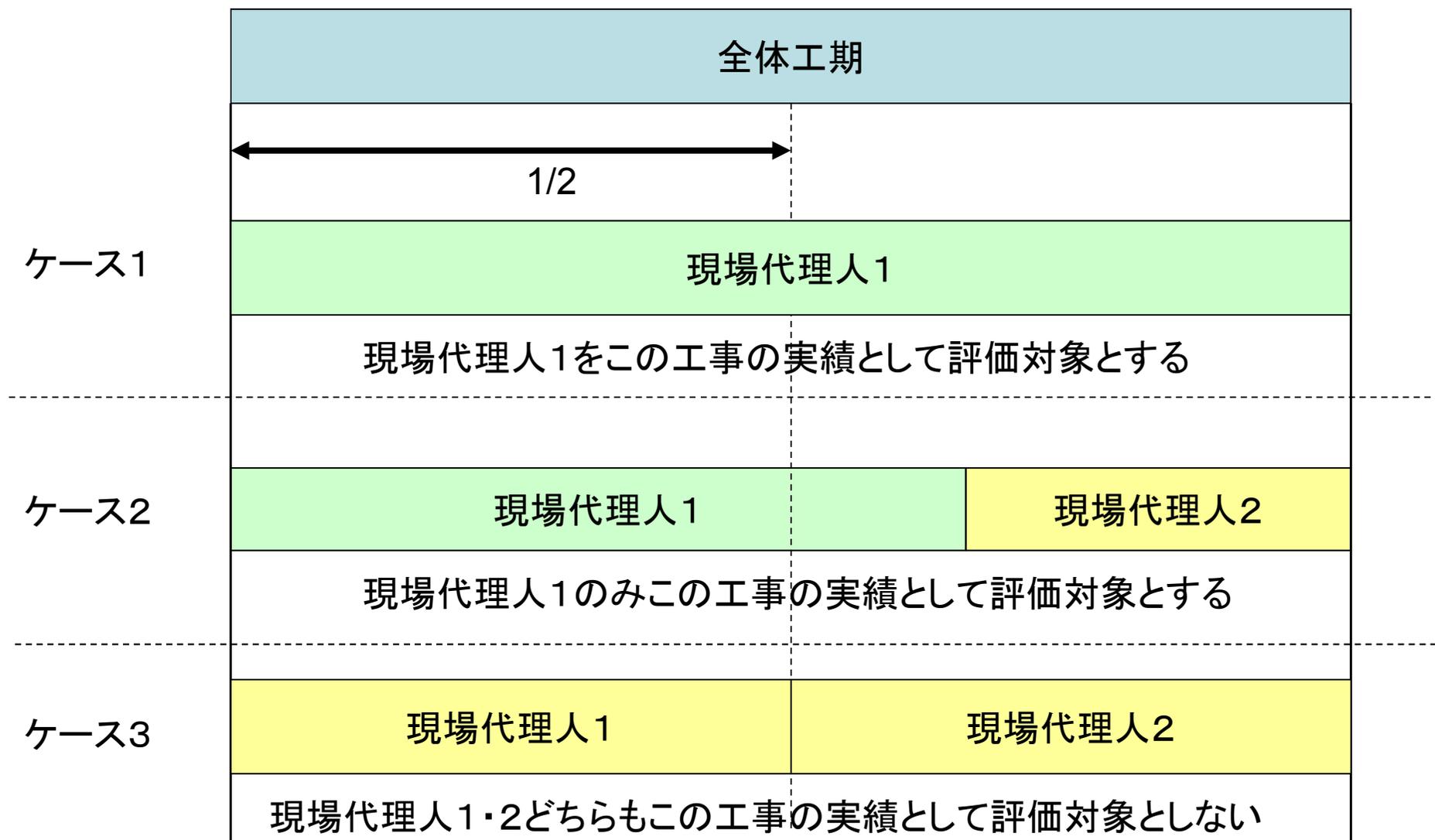
### 【設定理由】

工事実績の評価対象が監理技術者・現場代理人であり、実績を所有する技術者を増やす目的で本来不要な現場代理人の変更を防止するため。

### 【公告文の変更点】

「施工実績の対象となる工事の従事期間が1/2よりも長いものについてのみ評価の対象とする」を評価内容に追加

# 評価判定の例



### 3 事前審査登録制度について

# 事前審査登録制度について

- 平成27年度も年間を通して評価が変わらない項目について実施
- 4月1日～4月20日が申し込み期間
- 表彰の実績については、H18～H26の実績について受付（H27に受賞した実績を技術資料に記載して入札に参加する場合は、添付資料が必要）
- 詳しくは、県のHPで企業の施工能力評価事前審査登録制度を検索